東京都江戸東京博物館紀要 第6号 2016年3月 説を行うものである。

明治十年代 川村家の家計日記 **「川村清雄関係資料」**

目 次

はじめに

川村家の家禄奉還と東京還住

入出金記録からみる暮らし向

四 鬼籍に入る古老たち 日記に登場する親族の動向

Ŧi. 北の大地を目指して

印刷局関係

六

海外との通信

おわりに

キーワード 川村清雄 秩禄処分 大蔵省印刷局 得能良介

はじめに

とする)のうち、 本稿は、江戸東京博物館所蔵 「家計日記」 (資料番号03001628) について、 "川村清雄関係資料_ 以 下 「川村家資料」 翻刻と解

村分家の初代修富をはじめ、 「川村家資料」 には、 幕臣川村家歴代による日記が伝わる。 二代修就・三代修正も、 勤務上や家庭内で 御庭番川

> 落 合 則 子*

で及ぶ。 落はあるものの、 物館に分かれて所蔵されており、 出来事を書き留めた。これらは、 安永七年(一七七八)から明治十年(一八七七) 目下確認できる日記の期間は、 現在新潟市歴史博物館と江戸東京博 部欠

は、 明治九年刊行の市販の家計簿を使用している。 期に書かれた川村家の日記の一つとして位置づけることが可能である。 主な出来事を記す。 金高」として金額と摘要を一ツ書きで記し、もう一ページ分に当該月の 同十五年十二月までを二ヶ月ごとにまとめ、一ページ分に「入金高」 表紙付和綴の竪帳で、 このたび紹介する本資料は、 川村帰元 (修正の隠居後の号)と考えられる。 全三一丁。「女房の夜業」という題箋が付された 他の日記と体裁や内容が異なるが、 筆跡と内容から、 明治十一年一月から 明治 出

中心に、 いる。 における消息は、 ため留学していた清雄のイタリア在留中そして帰国後の印刷局在職期間 その周辺の動向を知ることができる。とくに、帰元の長男で洋画修業の し向きの一端を垣間見ることができる。また日記記事からは、 入出金の記録からは、 本稿では、 いくつかの解説を加えていきたい。 これまで知られることがなか 本資料を読解するための助けとなる背景や人物関係を 明治十年代前半における東京在住の士族の暮ら った情報が盛り込まれて 川村家と

*東京都江戸東京博物館学芸員

・川村家の家禄奉還と東京還住

までの川村家の動向を概観し補助説明とする。 まず、本資料の背景を知るために、明治維新から本資料が作成される

郎は、 父閑斎 からの給費で家従仲間らと米国留学の途に就いた。 と号した修正と家族もまた十月に駿府へ向け出立した。ただし、 助(家達)の奥詰に召し出されて主君とともに駿府へ移り、 が家督を仰せつけられた。 ら勤仕並寄合となっていた川村修正は隠居し、当年十七歳の嫡子庄五郎 が決まった後の慶応四年 江戸城明け渡しから上野戦争を経て、徳川宗家の相続と駿府への移封 庄五郎は、 病気養生を理由に出立延期を申し立て、結局そのまま東京に残留 (修就の隠居後の号)と妻龍水 その後清兵衛そして清雄と名を改め、 (一八六八) 六月、 庄五郎は、 八月に徳川宗家の幼い新当主亀之 (たき)、そして閑斎の長男順次 御庭番家筋で徒頭の前職か 明治四年徳川家 隠居後帰元 帰元の

三○○俵で、現米一○石八斗が支給された。生活を維持するだけの禄米を支給する禄制を定めた。川村家の元高はた者を含む一三○○○人以上もの藩士を抱え、旧禄に応じて最低限のさて、静岡藩七○万石は、無禄移住者や帰農商に失敗して復籍移住し

岡県に提出した。 自立を促すのが狙いである。川村家は、家禄奉還を申請することを決断 家禄奉還に応じた者に対し資本金を与えることによって、士族の就業と 進められる。明治六年末、政府は家禄奉還に関する太政官布告を発した。 る家禄支給を引き継いだが、 明治四年廃藩置県が断行され、 年につき四九円二三銭五厘に換算され、六ヶ年分の合計二九五円四一 戸主である清雄は、 奉還願を送り その結果、 帰 明治七年六月十九日付でフランスからペン書 元は九月六日付で家禄奉還見込書を添えて静 同時に禄制そのものを廃止する秩禄処分も 川村家の家禄 明治政府はひとまず全国の士族に対す 一〇石八斗は、 規定に基づき

こ。が、現金一四五円四一銭と額面一五○円の公債証書とに分けて下賜さか、現金一四五円四一銭と額面一五○円の公債証書とに分けて下賜さ

家禄奉還見込書に書かれた帰元の起業計画は、彼が兄順次郎の事業に家禄奉還見込書に書かれた帰元の起業計画は、彼が兄順次郎の事業に太郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の実子だったがいと結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の実子だったがと結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に太郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に太郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎と結婚したクララ・ホイットニーが、明治十年に順次郎の事業に大郎とは、一次の表示を表示している。

た⑪た 居している。 嫁した。 人である。 区四谷仲町一丁目十四番地、同十五年六月には同町二丁目十四番地に転 人物で、当時陸軍省に出仕していた。その後は、明治十二年四月に四谷 に同居している。東斎はかねてから川村家の主治医として交際があった 本資料の記録が始まる明治十一年時点では四番町十三番地の賀川 家禄奉還の決断とともに、帰元一家は静岡の家を引き払い東京へ戻っ 帰元・たま夫妻、 明治七年六月に静岡を発ち、 その後は、四谷箪笥町、 末娘のふさ 明治十一年初における世帯の構成は、 帰元の三女てう(本資料では (房子) 、四谷仲町、上六番町と四谷麹町辺を転々とし、 は、 ひとまず市谷富久町の閑斎宅へ寄留し この前年に東京大学教授外山正 留学中の清雄を戸 「長」と表記 四

アのヴェネツィアに移った。当時清雄には三○○両ほどの所持金があっを続けたが、やがてパリでの修業が継続困難になり、明治九年春イタリが出されたのを機に、徳川家からの給費が途絶えた。清雄は私費で残留留学中に画学修業を志した清雄は、さらに研鑽を深めるため明治六年パ留学中に画学修業を志した清雄は、さらに研鑽を深めるため明治六年パロットのでは、その間における川村清雄の経歴を簡単に述べておく。米国のヴェネツィアに移った。当時清雄には三○○両ほどの所持金があった。

末のことである。 省紙幣寮への御雇が決まり危機を救われた。清雄の帰国は、明治十四年というが、それが底をついた頃、宇都宮三郎の周旋で同年十月に大蔵

入出金記録からみる暮らし向き

視点に委ねたい。 ることとする。なお、入出金記録の詳細な分析は、これを利用する人のることとする。なお、入出金記録の詳細な分析は、これを利用する人のまず、入出金記録の見方を説明し、当時の川村家の暮らし向きを概観すさて、これから本資料について、要点ごとに解説を加えていきたい。

用金の返済処理を確認したことを示すものと思われる。金高」に分けて記している。入金欄には合点がつけられた行があり、借入出金記録は、二ヶ月分を一頁に纏め、上段を「入金高」、下段を「出

の収入を得ている。明治十一年前半までであるが、「賀川氏より賄受取」としていくばくか明治十一年前半までであるが、「賀川氏より賄受取」としていくばくかの「月給」である。これは、清雄が大蔵省から支給されていたもので、の「月給」である。これは、清雄が大蔵省から支給されていたもので、まず、入金高の中から定期的な収入としてすぐ目に付くのは、三〇円まず、入金高の中から定期的な収入としてすぐ目に付くのは、三〇円

家計は一層困難を増していった。
をれ以外の収入は、親族知人からの借用金か質入れによる入金、そしそれ以外の収入は、親族知人からの借金は、月によって下家財の売却による収入である。負債と返済のバランスは、月によってて家財の売却による収入である。負債と返済のバランスは、月によってで家財の売却による収入である。負債と返済のバランスは、月によっての激に起こったインフレーションが人々の生活を直撃し、多くの士族の禁止、この頃すでに経営が傾いていた。さらに、明治十年の西南戦争後には、この頃すでに経営が傾いていた。

明治十二年頃を境に、入金の内訳は質入れや家財売却の割合が目立つ

てゐられた」のであった。

「というになり、同十四年に至ってはこれが入金欄のほとんどを占めるようようになり、同十四年に至ってはこれが入金欄のほとんどを占めるようようになり、同十四年に至ってはこれが入金欄のほとんどを占めるようようになり、同十四年に至ってはこれが入金欄のほとんどを占めるようようになり、同十四年に至ってはこれが入金欄のほとんどを占めるようようになり、同十四年に至ってはこれが入金欄のほとんどを占めるよう

三、日記に登場する親族の動向

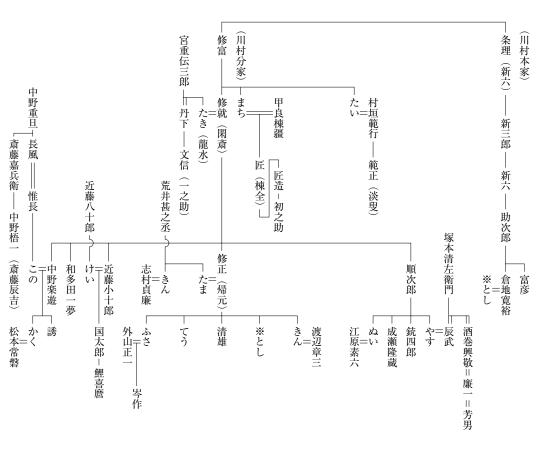
説を行うこととする。別掲【関係系図1】を附す。
に述べておきたいと思うため、この章では以下の人々について若干の解の親族のうちこれまで筆者が紹介してこなかった人物についてこの機会的な注釈をつけるべきところであるが、紙幅の都合もあり、また川村家本資料中には、数々の人名が登場する。その一人一人を網羅して事典

◎川村富彦・倉地寛裕

養子となった。前名は鉄三郎・久太郎。を富太郎といった。寛裕はその弟で、御庭番の倉地久太郎(近江守)のともに川村本家の出身である。富彦は、本家六代助次郎の惣領で前名

後もしばらく静岡に在住し、川村家が家禄奉還を申請した際には静岡でき地寛裕の妻は、清雄の次姉としである。寛裕は、川村家が上京したで改めて徳川家に召し出された。明治三年頃刊行の『静岡御役人附』には、「一村家が住まう宮ヶ崎御住居の三等家従として、倉地次郎太郎(倉地徳川家達が住まう宮ヶ崎御住居の三等家従として、倉地次郎太郎(倉地には、一大の町の東京の田本が見える。 慶応四年六月、御庭番に対する人員整理が行われ、その際明楽鋭三郎・

【関係系図1】川村家関係系図



*兄弟間の生まれ順は不同

府に勤務していたことが、東京府の職員記録から判明する。を卒業、小学校訓導から農商務省書記局を経て、明治二十三年まで東京京へ還住したと思われる。寛裕はその後、明治十年東京府青山師範学校原の還住したと思われる。寛裕はその後、明治十年東京府青山師範学校の手続きを助けた。明治八年九月、寛裕は東京へ寄留のため静岡の徳川の手続きを助けた。明治八年九月、寛裕は東京へ寄留のため静岡の徳川の手続きを助けた。明治八年九月、寛裕は東京へ寄留のため静岡の徳川

したと思われるが、上京後の経歴については今のところ不詳である。 (ユ) また、川村富彦は、川村帰元と家族が東京還住したのと同じ頃に上京

◎中野楽遊・誘

の誘に家督を譲った。 中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。前名を亀中野楽遊は川村閑斎の三男で、旗本中野家の養子となった。

◎近藤国太郎・けい ・野家の伝によると、中野父子は静岡で養豚酪農を営み成功したとい中野家の伝によると、中野父子は静岡で養豚酪農を営み成功したとい中野家の伝によると、中野父子は静岡で養豚酪農を営み成功したとい中野家の伝によると、中野父子は静岡で養豚酪農を営み成功したとい中野家の伝によると、中野父子は静岡で養豚酪農を営み成功したとい

一人近藤秀用の弟用伊を祖とする旗本で、相模・武蔵・上野・遠江に知近藤家は、遠く徳川家康の遠州攻めに力を与えた「井伊谷三人衆」の

幼い長男国太郎が家督を継いで維新を迎えた。子となったことによる。小十郎は文久三年(一八六三)に若くして死去、茂之丞(小十郎と改名)が、近藤家第十代八十郎の娘けいと結婚し婿養行地を持ち、表高八二五石を有していた。川村家との縁は、閑斎の五男

藤家の家臣だった人である 翌年諸国の関所が廃止されると、 行地を管理するため家臣の駐在拠点として拝借を願い出たことが記さ 接を命じられ、 たらしい。なお、本資料の記事中に時折現われる池田重右衛門は、 書には、川村家の表二番町屋敷について、近藤家が各地に散在する知 帰元の日記に記される、新政府の営繕司に宛てた国太郎の願書による 川村家が東京を離れた後の屋敷の上地を防ごうとしたことが分かる。 国太郎は慶応四年二月に勤王証書を提出して気賀及び金指両関所応 その後は、目黒村に地所を手に入れ、 知行地のある遠江国引佐郡花平村へ赴いた。 国太郎は東京へ戻り、 そこを住所として 表二番町の屋敷 また同じく 近

に死去し、残ったけいが家を守った。後に絶家したものと思われる。とが記される。その後の近藤家は、国太郎も鯉喜麿も明治二十年代初め喜麿(国太郎の子)の名義で一〇〇〇円の公債証書の償還に当選したこ中では最も裕福であった。本資料には、明治十五年十一月に近藤家が鯉中では最を紹展であった。本資料には、明治十五年十一月に近藤家が鯉中では最も裕福であった。後に絶家したものと思われる。

◎塚本辰武・酒巻興敬

十四番地の宅を留守預りという名目で住まっていた。

「山形県奉職ニ付」、帰元が四谷仲町一丁目が、明治十五年時点では、「山形県奉職ニ付」、帰元が四谷仲町一丁目は、明治元年民政裁判所に採用され、その後教部省出仕から東京府雇とは、明治元年民政裁判所に採用され、その後教部省出仕から東京府雇とは、明治元年民政裁判所に採用され、その後教部省出仕から東京府雇となり帰済をは小普請方改役下役を務めた幕臣で、川村家とは順次郎の長女

明治十五年四月、この塚本邸を含む四谷仲町一丁目の土地建物が仮皇

う。 となった人である。 手代の酒巻幸之進の婿養子となり、 年 が新潟離任のさい主人に従って江戸へ出府、 して知られる酒巻芳男は、 し和歌を捧げた。ちなみに、宮内書記官で 彼は川村家から受けた恩義を生涯忘れず、閑斎の祥月命日には必ず墓参 本の誘いで民政裁判所に出仕し、土木寮や陸軍省で営繕事業に従事した。 の赴任先に随行した。閑斎が長崎奉行の任を終えて帰府した後の安政五 召された。彼が晩年に書いた回顧録「思ひ出草」によると、 酒巻興敬は、 (一八五八) 十四歳の時、 に、 越後国北蒲原郡竹前左平次の七男で、 新潟奉行として赴任していた川村閑斎に童小姓として 主家のはからいで、 興敬の長女を母としその関係で酒巻家の養子 晴れて幕臣となった。 塚本家と養子縁組の上、 『華族制度の研究』の著者と その後も近侍役として閑斎 前名を夢蔵とい 維新後は、 興敬は閑斎

事業や製茶輸出業 対応する 件については、 治十四年七月十九日に一夢に宛てて「水シャボン」を送ったと書かれる 0) た。 のでここでは触れない。この当時の江原は、 される。和多田一夢の経歴については、 他に本資料には、 両人とはしばしば書簡の往復や物資の送付を行っている。 川村家がその事業に関与していたかどうかは不明だが、 「川村家資料」中に江原から帰元に宛てた書簡がこれに 「積信社」の設立など、さまざまな事業を展開してい 沼津で活動する江原素六と和多田 以前拙稿で紹介したことがある 士族授産のための開墾牧畜 夢の 本資料 帰元と沼津 動向

四、鬼籍に入る古老たち

老たちの死去に関する記事も表れる。明治維新から十年を過ぎ、帰元の日記には幕末の激動期に活躍した古

て 町 死を悼む文面であったと想像される。 族と酒巻興敬に宛てて届いたことが日記に見えるが、その内容は祖父の 斎が看取っている。閑斎の訃報は、 翌年の四月八日、ここで八十四歳の生涯を終えた。 住んでいたが、 閑斎の死であった。晩年の閑斎は、 清雄に伝えられた。八月二十三日夕、 まず、川村家にとって最も大きな出来事だったのは、一家の支柱川村 彼の死後間もなく志村貞廉が静岡から上京したさいに入居し 明治十年に四谷仲町三丁目十五番地に転居した。 四月二十一日に帰元が発した手紙で 番衆町の別屋敷に近い市谷富久町に ちなみに、 六月二十二日付の清雄の手紙が家 閑斎が臨終を迎えた仲 その臨終は、 賀川東 そして

7治十三年三月十五日に村垣淡叟の死去の旨が記される。 さらに日記には、閑斎の死から五ヶ月後の九月四日に甲良匠の訃報が、

巻興敬が幕臣になる際養子先に選ばれたのも作事方の家であった。 する。閑斎自身も、細工物を得意として日用の品をよく手作りした。こ 中良両家は親密に交際し、閑斎や帰元の日記には甲良の名が頻繁に登場甲良両家は親密に交際し、閑斎や帰元の日記には甲良の名が頻繁に登場甲良所家は親密に交際し、閑斎や帰元の日記には甲良の名が頻繁に登場甲良匠は、江戸城の造営を指揮したことで名高い幕府作事方大棟梁甲甲良匠は、江戸城の造営を指揮したことで名高い幕府作事方大棟梁甲

ともに甲良の屋敷地がある市谷へ一時避難したことが、帰元の日記に記府軍による江戸城総攻撃が予定された慶応四年三月十五日に母や妹らとど家財の一部を避難させ、自身もしばらくここに住んだ。清雄も、新政閑斎は、維新の混乱期に、甲良屋敷がある千住に別宅を設けて書物な

(愛)。
いた招待状に、塚原律子や東城鉦太郎などと並んで甲良初之助の名が見いた招待状に、塚原律子や東城鉦太郎などと並んで甲良初之助の名が見らしく、清雄が開いた画塾の初期の門弟たちが清雄や帰元らを酒宴に招されている。また、甲良匠の孫初之助は清雄のもとで絵画を習っていた

れるべきであることを指摘しておきたい。 に表すのは、彼の成育環境の中に甲良家の存在があったことを考慮に入したいと述べたが、清雄の生み出す作品が、神代杉や漆板など元来建具したいと述べたが、清雄の生み出す作品が、神代杉や漆板など元来建具いた国民新聞の記者は「氏をして画家たらしめんよりは寧ろ建築家とな」れるべきであることを指摘しておきたい。

もに幕末の困難な政治にあたった。
正である。範正に対して閑斎はよく目をかけて指導にあたり、二人はと女は結婚後わずか二年で早世し、範行が後妻を娶って生まれた次男が範家は御庭番家筋の一つで、閑斎の長姉たいが範正の父範行に嫁いだ。彼家は御庭番家筋の一つで、閑斎の長姉たいが範正の父範行に嫁いだ。彼

がある。 明治十二年五月二十五日「星野老婆」が小金井で亡くなったという記事 門夫妻の墓石があり、宇右衛門の妻と思われる「祥山良雲信女」の命日 内にある星野家墓所には、下小金井新田の名主を務めていた星野宇右衛 ら、 ることは間違いないであろう。 が明治十二年五月二十五日と刻まれている。この人が わざ弔問に出掛けた。 古老の死について、もう一人の人物に言及しておきたい。 彼女はかつて川村家に仕えた女性であったと想像される。 帰元はその前に星野家を見舞い、 星野家からは、 形見の品が贈られた。このことか 計報を聞くと

小金井までわざ 「星野老婆」であ 日記·

新潟の野沢半十郎の二女という。閑斎が新潟奉行在任中に雇われ、その資料には「りか」と記される女性の名が見える。彼女は野沢りかといい、なお、川村家に仕えていた女性についてもう一人言及しておくと、本

辞去していった。

田春時代から近しい人々が櫛の歯が欠けるように川村家の周辺からは、旧幕時代から近しい人々が櫛の歯が欠けるようにを帰国と書かれているが、実際には明治二十一年に帰郷した。こうして、の名が刻まれている。本資料の明治十四年十一月の記事には、りかが来の名が墓前に備えた灯籠(新潟市歴史博物館所蔵)には、「野沢利賀」まま明治に至るまで川村家に仕えていた。川村閑斎の没後、恩顧を受けまま明治に至るまで川村家に仕えていた。川村閑斎の没後、恩顧を受け

五、北の大地を目指して

盛んになった。

盛んになった。

盛んになった。

盛んになった。

の開国で開かれた五港の一つで、戊辰戦争最後の戦場ともなった。士族の開国で開かれた五港の一つで、戊辰戦争最後の戦場ともなった。士族の開国で開かれた五港の一つで、戊辰戦争最後の戦場ともなった。士族の開国で開かれた五港の一つで、戊辰戦争最後の戦場ともなった。士族本資料には、かつて蝦夷地とよばれた北海道函館(明治二年箱館から

が き来して家族の受け入れを整え、明治十四年八月に一家は函館へ移った。 この家作は、 宅 家を挙げた函館への移住計画を進める。 府へ出頭し、計六〇〇円分の証書を受け取った。この頃から章三は、一 章三に対し金禄公債証書が発行され、帰元は章三の委任状を持って東京 で旧幕臣の渡辺章三(安五郎)と再婚し翌年上京した。明治十一年八月、(億) 家族である。きんは、 へ同居し、 川村家の周辺でも、 その後志村貞廉が借り受けている。 同年末には四谷区内の家作を西郷篤信なる者に売却した。 明治二十年まで北海道庁の技手として働いていたこと 函館へ移住する者が現れた。帰元の長女きんとそ 慶応四年に前夫と死別した後、 明治十二年五月に渡辺家は帰元 章三は東京と函館を行 明治四年に静岡

また、本資料中でいささか興味を引くのは、明治十四年八月九日に中

野梧 中野家の籍に入って中野梧一と名乗った。その後は新政府に出仕して初 箱館五稜郭に参戦した。敗戦降伏で投獄され、出獄後は父の実家である 幕時代には勘定組頭を務め、戊辰戦争では抗戦派となって蝦夷地へ走り 本資料の記事は、 あり、梧一は事件の当事者である関西貿易商会の経営者の一人であった。 拓使官有物払下げ事案が一大政治疑獄事件に発展するまさにその渦中に も知られる。誘と梧一が函館へ赴いた明治十四年八月は、政府による開 のモデルと言われる吉原の遊女小稲と馴染であったというエピソードで 代山口県令を務め、 野誘が中野梧一に連れられて函館へ向け出立したという記事である。 二は、 旧名を斎藤辰吉といい、 当時の梧一の動向を知る上で貴重な情報でもある。 後実業界に身を投じた。高橋由一の代表作 父が中野家からの養子であった。(型) 《花魁》 旧 中

他には、明治十三年一月に松岡譲が三井物産会社に雇われ函館へ出立他には、明治十三年一月に松岡譲は前名を松岡四郎次郎といい、奥右筆するという記事が見える。松岡譲は前名を松岡四郎次郎といい、奥右筆するという記事が見える。松岡譲は前名を松岡四郎次郎といい、奥右筆するという記事が見える。松岡譲は前名を松岡四郎次郎といい、奥右筆するという記事が見える。松岡譲は前名を松岡四郎次郎といい、奥右筆するという記事が見える。松岡譲が三井物産会社に雇われ函館へ出立

とが分かる。 ていることから、 つけた際の日記には、 起業したもようである。 治九年まで官員録にその名を見ることができるが、 武揚とともに箱館で戦い降伏人となった。 治十年代から函館に在住していた。 (吏休) また、本資料には登場しないが、 の長男で、維新前には騎兵頭並の職にあり、 当時文信は、 この時すでに文信は函館に生活の拠点を置いていたこ 宮重文信と松岡譲らの歓迎を受けたことが記され 明治十八年十月きんが函館で病没し帰元が駆け 郵船の貨客取次所を経営していたらしい。(②) 文信は、閑斎の妻龍水の弟宮重丹下 帰元の甥、 赦免の後陸軍省に出仕し、 宮重文信 その後函館へ移住し 戊辰戦争では榎本 (一之助)

ら十四年の間に清雄と家族間の通信がどれだけ行われたかを知ることが 族との通信の様子について見ていきたい。本資料からは、 ここで視点を変えて、 当時ヴェネツィア留学中の長男清雄と家 明治十一年か

情報となる。 (53) いことが分かる。 辺 0) アメリカ時代のものであり、本資料の記事は彼の滞欧期の空白を埋める から家族に宛てて書いた書簡のうち、 に宛てた通信は品物の仕送りを含めて通算二三回に及ぶ。 の近況を逐次知らされており、 清雄に送った書簡が発見された。これによると、 清雄から家族に宛てて書簡が届けられた回数は一一 なお最近、新潟市歴史博物館所蔵資料中に帰元がイタリア 日本の情報から隔絶していたのではな 現存が確認できるのはほとんどが 清雄は家族とその周 回 清雄が留学先 家族から清雄

欧にいる清雄と連絡を取っていった。 す方法が最も確実であった。川村家も、 だ過渡期にあり、 万国郵便連合への加盟を遂げ国際郵便制度が整いつつあったが、当時ま また、通信を取り持つ人々の存在も注目される。 外国への郵便物は海外渡航の知人やその関係機関に託 周辺の人脈を活用して、 日本では明治十年に 遠い西

吉田要作は、 である。兼松直稠は、清雄がパリ留学中に日本公使館二等書記官を務め 入れ先として友人の吉田を紹介した恩人の一人であった。 るまでのきっかけを作り、 ていた人物で、清雄の志を宇都宮三郎に話して清雄が紙幣寮に雇用され 日記に見える取次人としてまず挙げられるのは、 「金松」と表記される人名は、 、明治十 明治九年末の帰国までヴェネツィア商業高等学校日本語教 一年にパリ万博御用掛として再びパリへ出張しており、 清雄がパリからヴェネツィアに移る際の受け 兼松を指すものと思われる。 兼松直稠と吉田要作 兼松は、 旦

> 助けた。 頭の職に あり、 宿所を共にするなど留学の蓄えが尽きようとする清雄を

師

家族をさす。川村家と長田家との関係は、後の清雄と劇作家長田秋涛と 紹介しておきたい。 の交友関係にも直接つながっていくため、この機会を借りて少し詳しく の名である。これは、当時外交官として活躍していた長田銈太郎とその 次に、 清雄との通信を取り次ぐ存在として頻繁に表れるのは 参考に 【関係系図2】を附す。 「長田

けてパリの日本公使館に勤務した。その後も駐露日本公使館勤務を経て、 宮内省や内務省において活躍した。 静岡学問所教授を務めた後、 語を学んで直ちに頭角を現し、最後の開成所頭取となった。 方に入門している。歓十郎の二人の子息のうち兄の銈太郎は、 (密) 族を率いて江戸へ出府した。江戸では、二人の子息とともに開成所物産 長田家は駿府勤番の家で、 明治新政府に出仕、 銈太郎の父歓十郎 (帰郷) 明治五年から七年にか は安政 維新後は、 フランス

という養子がいたが、 外国奉行や会計副総裁を務めた成島柳北の養子となった。 弟の謙吉もフランス語を学び、 信包が明治元年に静岡移住後間もなく早世したた 兄銈太郎との縁で、 もと幕府奥儒者で 柳北には信包

【関係系図2】 長田 ・成島家関係系図

長田歓十郎

(帰郷

銈太郎

忠一

(秋涛)



長田家と川村家がもともとどのような関係にあったのか不明だが、一担った。明治十一年のパリ万博では、審査官通弁として渡仏している。て内務省の官僚に転じ、主に農商務畑で様々な博覧会や共進会の事務をめ、改めて謙吉を養子に迎えたのであった。その後、陸軍への出仕を経め、改めて謙吉を養子に迎えたのであった。

信であり、謙吉が最初の結婚をした際には文信が仲人を務めた。頭取として柳北を補佐した。維新後謙吉に陸軍への出仕を勧めたのは文る。文信は、旧幕陸軍で成島柳北が騎兵頭の任にあった時、騎兵差図役つ確かな繋がりを見出すことができる。それは、宮重文信との縁故であ

る。

関係が、そのまま続いていたことは言うまでもない。在期間や謙吉の仏留学の時期が一部重なる。彼らがパリで親交を結んだ清雄との関わりでも、彼の仏留学の時期と銈太郎のパリ日本公使館駐

その子成島司直であった。曾祖父成島仙蔵であり、順次郎と帰元に修和・修正の実名を与えたのは、曾祖父成島仙蔵であり、順次郎と帰元に修和・修正の実名を与えたのは成島柳北のなおついでに言えば、川村修富と修就の実名を考えたのは成島柳北の

う。 本資料が書かれた当時、長田邸は麹町区下二番町二十三番地にあっ を高いない。しかし、父の帰郷はまだ存生中であり、留守家族が川村 日本にいない。しかし、父の帰郷はまだ存生中であり、留守家族が川村 のこの時期銈太郎は、サンクトペテルブルグの日本公使館へ赴任中で を資料が書かれた当時、長田邸は麹町区下二番町二十三番地にあっ

通じて以前から知己の関係にあったことが想像される。によって明らかにされている。このことから、清雄と友信とは成島家をる。狩野友信については、母が成島司直の娘であることが山田久美子氏狩野友信が在伊の百武兼行を通じて清雄へ届け物をしている記事が見えざらに成島家に関連して言うと、日記中には、明治十三年四月に画家

ローマの日本公使館一等書記生の三輪甫一といった、イタリアから帰国明治十二年にイタリアから帰国した領事中島才吉や翌十三年に帰国した以上長田家についてのコメントで紙幅を割いてしまったが、この他、

滞在する日本人と日本の家族との通信を取り持つ役割も果たしたのであ郎に、帰元は清雄への届け物を託した。海外渡航者は、こうして外国に十三年に欧州へ赴任する大久保学而やフランス留学へ出発する天野富太した面々が清雄の書簡をもたらしたことが日記に記される。また、明治

七、印刷局関係

た。 雄の履歴書の提出を求められ、 年十二月に印刷局と改称) 清雄が現地で優遇されるよう頼み、さらに自身も公使館へ出向いて念押 国人として招聘したイタリア人キヨッソーネを通し駐日イタリア公使に 廉ト違専ら油画修行致し候様致し度」というものであった。 にも再び局に呼ばれて清雄が描いた油彩画二枚と水彩画一枚を見せら 九月に帰元が二度紙幣局 ししようとするほどの入れ込みようであった。本資料には、 校で首席の成績を収め、 明治九年十月に紙幣寮御雇となった清雄は、 最後に、本資料における大蔵省印刷局関係の記事を眺めたい 得能局長の意向は、油彩画が良くできているので今後は 紙幣頭得能良介を満足させた。 から呼び出された記事が見られる。 (明治十年一月紙幣寮から改称。さらに同十一 十二日に得能局長と面会した。二十二日 翌年ヴェネツィア美術学 得能は、 明治十一年 一過日談之 帰元は清 御

リア―日本間の郵便にかかる日数がおよそ二ヶ月弱だったことと、証明りア―日本間の郵便にかかる日数がおよそ二ヶ月弱だったことと、証明と、受賞作品が日本に送られたのではないかと考察された。当時イタル、受賞作品が日本に送られていたようである。この一件については、を変更させるほど格別に優れていたようである。この一件については、この時イタリアから送られてきた油彩画は、得能をして「過日談之廉」この時イタリアから送られてきた油彩画は、得能をして「過日談之廉」

の栄誉を得たのである。 の計報に接した清雄が渾身の力を込めて描いたのであろう作品が、最高書の日付と紙幣局に届いた時期を照合すると、概ね符合する。祖父閑斎書の日付と紙幣局に届いた時期を照合すると、概ね符合する。祖父閑斎

と処理されていくさまを見ることができる。 と処理されていくさまを見ることができる。 と処理されていくさまを見ることができる。 と処理されていくさまを見ることができる。 と処理されていくさまを見ることができる。 と処理されていくさまを見ることができる。 と処理されていくさまを見ることができる。 と処理されていくさまを見ることができる。

る。 る。 る。 る。 で、清雄は明治十五年の新年を迎えると直ちに印刷局での勤務を始 なて、清雄は明治十五年の新年を迎えると直ちに印刷局での勤務を始

長期に及んでいることが推測される。
長期に及んでいることが推測される。そしてその翌日、清雄は得が病気で仕事を休んでいること、それでも「平素篤志勉励」につき日給が病気で仕事を休んでいること、それでも「平素篤志勉励」につき日給が病気で仕事を休んでいること、それでも「平素篤志勉励」につき日給ご月三十日に清雄は日給五○銭を加増されたが、翌月十四日には清雄三月三十日に清雄は日給五○銭を加増されたが、翌月十四日には清雄

ていた。この文言は、キヨッソーネが清雄に対し着任前からすでに警戒令には、「キヨソネ氏之主義ニ因テ」という異例の但し書きがつけられ原因にあった可能性が考えられる。思えば一月四日付で清雄が受けた辞清雄の病気の実態は不明だが、一つにはキヨッソーネとの人間関係が

たはずである。語で直接会話ができる両者が衝突するまでに、長い時間はかからなかった機感を覚えたのは無理もないであろう。こうした状況下で、イタリア人顔負けの作品を局に送ってくる天才留学生に対して、キヨッソーネが心を抱いていたことを物語る。イタリアで次々と優秀な成績を収め西洋

た。 事情を踏まえた上でのことだったのかもしれない。 か。 に係る調査にあったと考えられるが、その裏には清雄の熱海滞在は、一義的には印刷局刊行の 宛てて清雄を世話してくれていることへの礼状を書いたのは、 しならぬ事態に至っていたということになる。この頃、 の間に冷却期間を置くための得能局長の配慮があったのではないだろう もしそうだとすると、明治十五年春には早くも両者の関係は抜き差 寒中を熱海温泉で過ごすようになってい その裏には清雄とキョッソーネと 魚類図譜 ちなみに、 勝海舟が得能に 『なみまの この頃既 こうした 錦

とを、印刷局に勤務していたことのある石井柏亭が証言している。清雄とを、印刷局に勤務していたことのある石井柏亭が証言している。清雄とを、印刷局に勤務していたことのある石井柏亭が証言している。清雄から静かに透き通る川面に至るまで、清雄が描く巧みな水の表現は、こから静かに透き通る川面に至るまで、清雄が描く巧みな水の表現は、この熱海滞在中に伊豆半島の海岸や山野を実踏しながら研究されたのかもの熱海滞在中に伊豆半島の海岸や山野を実踏しながら研究されたのかもしれない。

寄留書面類扣」には、明治十七年一月二十六日付で本籍地の静岡へ向け清雄が印刷局退職と引き替えに結婚した女工である。川村家資料「東京みつという女性を引き取ったという簡単な記事が記される。彼女こそ、何も語らない。しかし、日記の最後の月となる明治十五年十二月八日に、印刷局での清雄をめぐる一連の騒動と清雄の辞職について、本資料は

が書き留められている。 て提出された、 清雄と湯島に住む武藤茂助の長女みつとの縁組届の写し

の日付である。 は息を引き取った。 清雄が印刷局を去った一年後の明治十六年十二月二十七日、 彼の名による『なみまの錦』 の序文は、 同年十二月 得能良介

おわりに

関心のある向きには活用されたい。 て簡単な解説に留めたが、統計分析の素材としても有用と思われるので、 れは今後の課題としたい。とくに入出金記録については、ここではあえ 関係や人物関係が不明瞭な部分もあり、 以上、雑駁ながら資料解説を行った。 なお十分な理解を要するが、そ 日記の記述だけでは前後の事実

が、 外留学史や美術史研究の一助になれば幸いである。 続ける孤独で険しい道の、その始まりを垣間見ることができる。本資料 うとする姿を、 長年培った人的ネットワークを頼りに、互いに助け合いながら生き抜こ される過程で、自己変革を迫られた士族層が、新たな時代に順応すべく、 近世的な武士身分が解体し、日本の社会構造がドラスティックに再編 明治期の士族の生活に関する諸研究の素材となり、 画家としての「個」を貫き通すことを選んだ川村清雄が、生涯歩み 川村家の家計日記は見せてくれる。またこれとは対照的 また当該期の海

学界に知られるようになり、 村貞廉はもと八王子千人隊之頭で、 料がある。それは、 在東京大学史料編纂所に所蔵されるこの資料は、 本資料を利用するにあたって、 貞廉は、 本文でも何度か注記した志村貞廉の日記である。志 明治元年から十四年に至るまで日記を残している。 最近八王子市郷土資料館によって完全翻刻 彼の妻は帰元の妻たまの妹荒井きん 合わせて読んでいただきたい資 宮地正人氏の紹介で

> が実現した。川村家の家計日記は、 志村日記もぜひ合わせて活用されたい。 、両者を比較することでさらに内容の理解を深めることができるので、 両資料が関連する記事については、筆者が本稿でその一部に触れた 志村日記のうち最後の四年間が重な

が、

(附記) 本稿の執筆にかかる調査にあたっては、中野誘の令孫であられる中野実氏 ご指導ご協力をたまわった。末筆ながら心より感謝申し上げる。 橋爪映子氏(成島柳北六女むめの令息故大島隆一氏の義姪)から多大なろ 市文化財センター学芸員多田哲氏・小金井市史編さん委員会畑野時夫氏、 並びに中野四郎氏、中野楽遊の墓所である長遠山常楽寺、そして、

註

- (1) 川村修富及び修就の日記については、 潟奉行川村修就文書Ⅵ』(一九八三年)に翻刻が収載されている。 報第二集『初代新潟奉行川村修就文書Ⅰ』(一九七八年)・同第七集 することができる。また修就の新潟奉行時代の日記は、新潟市郷土資料館年 村修富の手留帳』(一九九一年 番川村修就の生涯』(一九八九年 中公新書)、同『旗本の経済学 新潮社)によって、大まかな記事内容を把握 小松重男『幕末遠国奉行の日記 御庭
- $\widehat{\underline{2}}$ 川村庄五郎明細短冊(川村家資料 資料番号03002069)
- 3 慶応戊辰日新記 図書館マイクロフィルム「川村家文書」にも所収。 奉行川村清兵衛文書(以下「新潟川村文書」とする)史料番号546 明治元年十月二十七日条 (新潟市歴史博物館所蔵初代新潟 国立国会
- $\widehat{\underline{4}}$ 川村帰元日記 明治元年十月三日条(川村家資料 資料番号03001989
- 5 『静岡県史』 通史編五 近現代一 二二頁・二八頁 (一九九六年
- 6 家禄奉還未済分下賜願関連書類綴 (川村家資料 資料番号03000903)
- 7 家禄奉還願 (川村家資料 資料番号03000904)
- 8 (6) に同じ
- 9 一又民子他訳『勝海舟の嫁 (一九九六年 中公文庫 クララの明治日記』 下 明治十年十一月十九日
- 志村貞廉日記 明治七年六月二十六日条 (八王子市郷土資料館編 『元八王子

10

村日記の記事は同書による 志村貞廉日記』二(二〇一二年 八王子市教育委員会))。 以下、 志

- 11 東京寄留書面類扣 (川村家資料 資料番号03000898
- 12 (11) に同じ
- 13 川村清雄「洋画上の閲歴」 凡社東洋文庫版 (後藤宙外他編『唾玉集』 所収 明治三十九年 平
- $\widehat{14}$ 01002030 高階秀爾・三輪英夫編『川村清雄研究』(一九九四年 川村清雄宛得能良介書簡写 術出版) に翻刻掲載) 明治九年十二月四日付 (川村家資料 中央公論美 資料番号

32

31 30

- 15 木村駿吉『川村清雄 作品と其人物』第九章 両親の失望(一九二六年 私
- $\widehat{16}$ (4) に同じ 慶応四年六月二十 日
- 17 川村帰元宛倉地寛裕書簡 料番号03001002) 年欠 (明治七年) 九月二十日付 (川村家資料 資

35

- $\widehat{18}$ 四五頁(二〇〇三年 前 一郎編著『慶喜邸を訪れた人々― 羽衣出版 「徳川慶喜家家扶日記」より―』
- 19 『東京府青山師範学校一覧』(明治四十二年 国立国会図書館所蔵
- $\widehat{20}$ 「進退原義」冊ノ十一 明治二十三年(東京都公文書館所蔵 請求番号601. 他
- $\widehat{21}$ 前田匡一郎 年人見寧に譲渡されたことが記されている。なお、川村富太郎について、註 情報が混同されていると思われる。 「屋敷地所有者(旧幕臣)一覧」に、西草深町にあった富彦の所有地が明治七 (18) 前田氏前掲書では、徳川宗家家扶を務めた川村一と同一人としているが、 『駿遠へ移住した徳川家臣団』第四編(二〇〇〇年 私家版 の
- $\widehat{22}$ 中野四郎氏所蔵
- $\widehat{23}$ 志村日記 明治五年十一月二十一日条他
- 志村日記 明治五年五月十二日条

 $\widehat{24}$

- 25 『日本全国諸会社役員録』(復刻版) (『東京都江戸東京博物館紀要』第一号 二○一一年)を参照されたい。 松本常磐については、 ―川村家の親族と三井系人脈の関係にみるパトロネージの実態 拙稿 「拙稿「明治後期における川村清雄の作品 第九卷二二三頁 (一九八九年
- 26 若林淳之『旗本領の研究』一一頁 (一九八七年 吉川弘文館)

- 27 古過去帳断片(川村家資料 資料番号03002060
- 28 (4) に同じ 明治元年十月十一日条
- $\widehat{29}$ 日新録 明治三年七月二十五日条 書館マイクロフィルムにも所収 (新潟川村文書 史料番号547 国立国会図
- 東京都公文書館所蔵「太政官御布告留」慶応四年八月 請求番号605.A3.01)
- 酒巻興敬「思ひ出草」(川村家資料 史博物館に所蔵。 資料番号11002485)。清書本は新潟市
- 「官省御用留坤全」(東京都公文書館所蔵 冊ノ五」(同 請求番号601.B3.22 請求番号605.D2.02)及び
- 東京都公文書館所蔵 請求番号612.C2.25
- $\widehat{34}$ 33 松山恵「明治初頭における東京の居住―近世近代移行期における江戸、 都市空間 (その2)―」(『日本建築学会計画系論文集』 第五六二号 二〇〇二年
- 拙稿 明治 二〇一四年 「ある静岡育英会奨学生の記録―医師高梨鎮の生涯と旧幕臣和多田家の 「川村清雄関係資料」から―」(『東京都江戸東京博物館紀要』第四号
- 36 川村帰元宛江原素六書簡 号03001205 明治十四年七月二十一日付 (川村家資料
- <u>37</u> 富久町ヨリ仲町江御移転ニ付諸事記録 (川村家資料 資料番号03000899
- 38 (11) に同じ
- 39 志村日記 明治十一年四月三十日条
- $\widehat{40}$ 「千住書物目録」慶応四年六月 館マイクロフィルムにも所収 (新潟川村文書 史料番号826 国立国会図
- $\widehat{41}$ (4) に同じ 慶応四年三月十五日条
- $\widehat{42}$ 川村清雄他宛書簡 年欠四月一日付 (川村家資料 資料番号03001255)
- $\widehat{43}$ 桂陵生「河村清雄氏絵画展覧会」(六)(国民新聞 明治三十二年三月五日
- $\widehat{44}$ 川村帰元宛野沢仁源次書簡 資料番号03001067 年欠(明治二十一年か)八月六日付 (川村家資
- $\widehat{45}$ 野沢りか新潟へ帰郷につき送物及び下金等綴 資料番号13000303 明治二十一年七月 (川村家資
- 志村日記 明治四年十二月九日・十日条、 同 五年四月十三日
- 志村日記 明治十三年一月十五日条

47

46

48 川村帰元宛渡辺章三書簡 明治十九年四月十九日付 (川村家資料 資料番号

04001426)、同書簡 明治二十年三月七日付(同 資料番号04001429

- 沼津市明治史料館)が田村氏の解説に修正を加えている。 周辺五一 中野梧一と江原素六」(明治史料館通信二五―三 二〇〇九年十月中野梧一と中野誘との系図上の関係については、樋口雄彦「江原素六とその(4)) 田村貞雄校注『初代山口県令中野梧一日記』(一九九五年 マツノ書店)。なお、
- (5) 樋口雄彦「羽山蟓関係資料目録「解説」(沼津市明治資料館編『沼津兵学校出(5)
- (51) 箱館行日記(川村家資料 資料番号03002052
- (52)『函館市史』通説編第二巻 九一一頁(一九九〇年 西
- (3) ちなみに、「川村家資料」には、徳川家達の没後『徳川家達公伝記』の編纂が(5) ちなみに、「川村家資料」には、徳川家達の没後『徳川家達公伝記』の編纂が(5) ちなみに、「川村家資料」には、徳川家達の没後『徳川家達公伝記』の編纂が(5)
- 一五頁に図版と釈文を掲載。 史料番号1735-9)。新潟市美術館『川村清雄展』図録(二〇一五年)一四〜(34) 川村清雄宛川村帰元書状 年欠(明治十年)八月十九日付(新潟川村文書
- 物館研究報告』第一八三集 二〇一四年)(5) 樋口雄彦「資料紹介 幕臣博物学者鶴田清次とその資料」(『国立歴史民俗博
- (5) 大島隆一『柳北談叢』三五頁 (一九四三年 昭和刊行会)
- 私家版)に、自身の詳細な履歴を記した「聖田履歴」が翻刻されている。(57)成島謙吉の経歴については、松本和男『石上露子研究』第二輯(一九九七年
- (58) (57) に同じ
- 潟川村文書 史料番号583 国立国会図書館マイクロフィルムにも所収)。(59) 万融院様御手留 寛政十一年十二月月一日条、天保五年十一月二十六日条(新
- (60) (57) に同じ。二四五頁
- る。 は明治十一年から十五年の間であることは確かで、これらの記述は誤りであら十一年と記すものが少なくないが、当時の官員録を見ても彼のロシア駐在(61) 人名事典や銈太郎に関する著述の中には、銈太郎のロシア駐在が明治九年か
- (62) 山田久美子「狩野友信の明治―奥絵師から日本画教師へ」(『近代画説』

第九

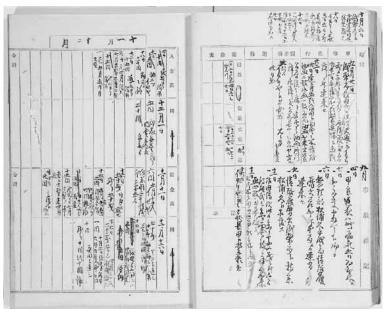
- 二〇〇〇年)
- (3) 伊国留学川村清雄ニ与フル書翰案(早稲田大学図書館所蔵大隈文書)。本文(3) 伊国留学川村清雄ニ与フル書翰案(早稲田大学図書館所蔵大隈文書)。本文
- 第二三号 二〇一四年) 石井元章「「明治美術会のやうなもの」川村清雄関係新資料紹介」(『近代画説

 $\widehat{64}$

- 65 この作品について、石井氏は前掲論文において、 疑問が解けたように思える。なお、当時の筆者の解説では、この作品を得能 筆当時から生じていた。このたび石井氏による新資料の発見によって、その 頁)とあり、油彩画である《画室》が果たしてこれに該当するかの疑問が執 石井氏のご協力を得て翻訳した文面は「水彩による衣文表現」(同図録二二四 雄が一等を受賞した時の賞状 (川村家資料 資料番号01001778) について、 と言っており、筆者はこれを念頭に解説を行った。しかし、一八七七年に清 子の結婚は明治三年のことで誤りである。ここに修正させていただきたい。 良介の長女清子が西郷従道と結婚した折に持参したものと書いた。しかし清 で一等賞を取った作品(第七章「日本画と洋画の修業」及び第三八章「力作」) 展図録)をもとに、清雄の初期代表作《画室》の可能性があると言及された。 《画室》 た作品解説(江戸東京博物館・静岡県立美術館 》 は、 木村駿吉が『川村清雄 作品と其人物』の中で、清雄が美術学校 『維新の洋画家 筆者が展覧会図録で執筆し 川村清雄
- (66) 川村家資料 資料番号01002037
- (67) (11) に同じ
- 刷局朝陽会)(68)大蔵省印刷局編『大蔵省印刷局百年史』第一巻 六四五頁(一九七一年 印
- (6) 川村清雄印刷局辞令 明治十五年一月四日付(お札と切手の博物館所蔵
- (70) (13) に同じ
- 館憲政資料室所蔵「得能良介関係文書」№6-2)(71)得能良介宛勝海舟書簡(年欠(明治十五年)三月二十一日付(国立国会図書)
- (72) 『得能良介君伝』五六六~五六七頁(大正十一年 朝陽会)
- (73) 石井柏亭「川村さんと私」(『中央美術』第五巻第一号 大正八年)
- (7)宮地正人『幕末維新期の社会的政治史研究』(一九九九年 岩波書店



家計日記 表紙



明治十一年九月十月の日記(右頁)及び同年十一月十二月の入出金記録(左頁)

資料釈文]

(凡例) 1 表記した。 助詞の「江」は「え」と表記し、合字の「より」は開いて

2 ★は合点がついた項目であることを表す。

<>表紙>

(朱書) 「女房の夜業 一月分」「明治十一年より十五年迄」

(入金高) 月十三日 ★十五円 ★五円 中野ヨリ

明治十一年

月二月中

池田ヨリ借用、 四月マテ

十八日 三拾円 月給受取

世日 **★**一、十五円 一、七円 賀川氏より賄受取 池田より四月迄

二月四日 一、二円 賀川ヨリ賄

★一円 中野より

五.日 ★二円 同

二日前 **★** 円 同 持参

八日 ★一円三銭 イセヤ二品預

九日 ★一、二円 中野持□

十三日 ★二円 誘持参

二月十八日 ★一、拾円 渡辺ヨリ借用

十九日 一、三十円 月給渡ル 七円 加川氏ヨリ月賄受取

出金高

月十六日 五拾銭 りカ借用之内掛金ニ而済、 残一 円

十九日 五円 十三日借用中野え戻ス

同日 三円 渡辺ヨリ十一月借用十五ノ内返ス、 残リ二円

同日 三円 倉地ヨリ十二月借用十円之内

三十日 壱円 渡辺え返ス十五円ノ内一円残

二月四日 五拾銭 渡辺え返ス

六日 五拾銭 同断 ○昨年十一月廿八日渡辺より十五円済切

十六日 五十銭 りかえ借用ノ内掛金ニ而済、 残リ二分

十九日 三円 倉地ヨリ十二月借用之内返ス

廿二日 中野え戻ス

廿六日 二円 中野え戻ス、皆済

(来客)

一月五日 吉田□マルチン同道参ル、留守ニ而面会不致、

来ル

九日 金松来ル

(他行)

一月六日 吉田え昨日之挨拶ニ参る

十一日 勝小鹿え参り面会致ス、滝村同断

十三日 四谷より安藤え参る

十二日 下谷え参る

十五日 牛込 十四日

相撲

無尽

一月七日 銃太郎問寒え参る

(進物)

月六日 昨日酒巻ヨリ到来鴨金松え遣ス

昨日成島

(事故雑記)

月八日 ○松島え賀川氏ヨリ受取二円、三番丁宿ヤ毛利ヤえ持参

相渡ス

同人礼状連名ニ而差越ス

〇十六日 お房歯痛、 資生堂二而付薬

廿日 ○十一月三日附清雄書状廿日到来

廿日日 ○去暮より昨日迄三度之返事書状清雄方え長田え持参頼置

二月三日 ○杉浦絵三枚受取帰る

七日 金松え封物頼

八日 林斎ノ画三木持参

八 日 河原え封物二ツ頼

九日

成島え一封頼

日 ステイションえ参り、成島平山金松河原仏国出立ヲ見送ル、

松岡より近藤え参る、 金 _

円上ケ残リ壱円、近藤ノ三円預リ有之

(薬診表

(医名) 一月四日 賀川氏、渡辺え長風邪 九日見廻 代済

(丸薬) 同日二日分 六日同 八日同 十日同 十二日同 十四日

(散薬) 父上□二日分 十六日同

(水薬) 長一日分 五日六日二日分 七日二日分

(新 薬) 三十一日十包たま

(水薬 廿一日一日分 廿三日廿四日丸薬八粒ツ、 廿七日水

廿三日同断 廿五日水丸

三月四月 (入金高

> 」受取四谷え一円上□月一 廿九日 十四日 八日 五.日 三十一日 十一日ヨリ十三日迄 至来御香奠 八日ヨリ十日迄 四月三日 十三日 ★三十円 ★十五円

内★十円

出来ノ節留置申遣ス事

十八日 三十円 当月々給受取

円 真一郎ヨリ、六月皆済

★□五円 池田より七月迄ノ新キ

(出金高)

廿日 三円 十二月倉地ヨリ十円借用ノ内返シ

三円 渡辺ヨリ先月十円借用ノ内返ス

五円 六日十日中野ヨリ借用返ス

廿三日 弐円 中野え戻ス

十日頃 五十銭 渡辺え戻ス

五十銭 りかえ返ス、五円借用済切

三月三日 小袖ニツ渡辺より借用、 イセヤえ遣ス、 四円 右小袖入

六日 ★弐円 中野より

十日 ★三円 中野より

十九日 三十円 月給

★弐円 中野ヨリ

★十円 中野ヨリ

一、三円

りかより借用

★二分二朱 イセヤえ、黒呂羽織 拾四円 賀川氏ヨリ賄ニ受取

★三円 中野ヨリ借用

池田ヨリ、 賀川ヨリ借用 同九月迄九月書替

御香奠至来 四十二円 所々より

八円五十五銭

★二十円 一夢より借用

四月 三日 拾円 円三歩 母上様「 イセヤえ、羽織布子二品出ス] 三ツイセヤヨリ出ス、但亥年七月ヨリ

五十銭 当四月迄利子入レル りかえ戻ス、 明治九年四円母上様え御用立之内 ○五円六十銭右利子

十五円 八日賀川ヨリ三十円借用、 半金戻ス

十九日 二円五十銭 渡辺え戻ス、残□五円

廿日 二円 十二月倉地ヨリ借用十円ノ残返シ済切

十五日 十五円 池田え戻シ、 書付新キニナル、但 一月借用 分

四 日 石川「 Ш え参る、 帰り荒井

十三日 一夢来ル

十九日 おぬい来ル

五日よりおたま四ツ谷え参り泊り

一、一月十五日出清雄ヨリ之書状来ル

廿二日 清雄え之書状長田え持参頼

四月二日 一、昨年沼津え送ル五神錠代二円母上様え一夢ヨリ上ケル

廿一日 清雄え之書状長田え頼、御病死之事申遣ス

(薬診表)

(医名) 加 Ш 六日見廻二度 九日 十 一 日 + 四 +

Ŧī.

十七 廿日 廿二 四月七日 林十二日

七日初而二日分父上 九日二日分 十一日一 日分 十二日

且 廿三日同 廿五日同 廿七日同 廿九日同 三十一目

日分

十三 十四

十五二日分

十七同

十九□日分

#

十二日ヨリ日々三十一日迄 四月一日ヨリ日々七日迄

> 四月二日二日分 同四日同 同六日

同

五月六月

五月七日 ★三十円 外山ヨリ借用

十日 ★六円 冬物イセヤ預ケ

十五日 ★七円 渡辺ヨリ借用 済

十八日 三十円 月給受取

★十円 近藤ヨリ七月迄ノ約

奥田ヨリ

六月七日

小杉ヨリ、

加印寛裕富彦、

十円ニ付廿五銭

十月迄ノ約

月給受取

十八日 三十円

三円五十銭 ★五円 渡辺ヨリ借用 浄土寺無尽セリニ而取、 但今日マテ九円掛ケ

廿日 拾五円 賀川氏ヨリ賄方ニ受取

(出金高)

五月十日 五円 十二月預ケ給単羽織出ス

八日 七円 三月中野より十円ノ内返ス

と 二円 渡辺え戻ス、残リ三円

十八日 十六日 三円 五十銭 中野ノ方え戻ス、三月借用十円ノ残リ皆済 りかえ返ス、但四円ヲ先月ヨリ返シ、残リ三円

廿日日 十五円 賀川え戻シ済切

八円 真一郎え戻し、残り七円アリ

四円 十二月十八日入帷子単物四品出

同日 三円五十銭 同三十日入帷子単物四ツ出

六月十日 十一円 途中紛失

十六日 五十銭 りかえ返ス、 但四円ヲ四月ヨリ戻シ、 残リ二円

十九日 拾円 四月借用廿円ノ内和多田□え返ス、但為替ニテ本多

ス渡ス、受取書取沼津え廻□

ح 七円 五円借用真一郎え戻ス、皆済

(事故雑記)

五月十四日 一、三十銭五厘渡辺原籍区入費、本郷永福寺え持参、

上野道治え渡ス

十五日 同人金禄利子廿一円東京府え出受取来

十九日 父上様御死去之段静岡え之届書二枚永福寺止宿上野道

治え郵便ニ而差遣ス、尤過日咄合候事

一、イタリヤえ届物三封今朝長田え持参頼置

廿三日

」内は全文削除。明治十二年五月に記入すべきところを誤って挿入か)

五日 一、渡辺今度此方え同居之 [] 本日引移ル

一、本日丈ケハ飯米其外買□ル

一、本月ヨリ月々三円ツ、差入候積リ」

六月七日 昨十二月松岡 戻ル三円受取不届借用置□本

日同家え持参相渡ス

同九日 四月六日出清雄書状吉田より届来ル

十一日 金松隠居来ル

十七日 、清雄書状五月出十七日到来

(薬診表)

賀川 お長見廻

七月八月 (入金高

七月十八日 三十円

廿九日 **★**一、十五円 池田ヨリ書替新キ、 十一月迄ノ約定

八月三日 ★四円 メイセン小袖唐サン口綿上田縞袷〆三

★一円廿五銭 紋付帷子一シホリ湯浴一、右伊勢屋え遣

ス、卯十月新キ

七日 ★五円 中野ヨリ借用、 廿一日戻ス

十九日 三十円 当月々給受取

(出金高)

七月十六日 五十銭 りかえ戻ス、但四ノ内残二円半

廿九日 十円 近藤より五月借用返ス

廿五日 一、二円 和多田え返ス、但伝馬丁え渡シ、残リ三円、八

月廿二日戻ス、壱分二朱同所え利、

廿銭同所え

肴代、壱分正見寺え籠花代、〆三分七銭五リン、

右一夢え返シ候分

廿九日 十五円 四月池田より之返ス

八月十六日 五十銭 りかえ返ス、但四円ノ内残□円

廿一日 三円 渡辺え返ス、但二月借用十円之口皆済

同日 五円 去ル七日借用中野え返ス

八月廿二日 三円 伝馬町え持参戻ス

三十日 壱円 五月渡辺より七円借用之内返シ、 残リ六円

三十円 賀川え利 []シテ送ル

(事故雑記)

七月十九日 松岡より近藤え之六円去十二月分差越シ。 廿九日

三円持参相渡ス

廿日日 イタリヤえ書状長田え持参頼

八月七日 沼津え書状出ス

七月廿五六日頃 一、イタリヤより六月六日認書状来ル

十一日 八月十日 一、沼津より五日状来ル 右返事出ス 十九日 同出ス 十月 日 ★四円 ★一円五十銭

十九日 イタリヤえ書状出ス、長田え頼

八月十七日 渡辺公債「 〕廿一日出頭候様東京府 達

廿日 公債証書受取ニは委任状無之而は不相渡由ニ付、 状申遣候処、本日印紙三枚差越ス 去ル六日

日 渡辺公債証書御渡達書之委任状区務所え持参、見留ヲ取東 京府え出頭、 五百円一 枚百円一枚受取帰りお謹え渡ス

廿一 日 おぬい箪笥富士見町江原え渡ス

- 廿九日よりおたま渡辺え泊リ臥居 廿三日 八月廿三日夕 六月廿二日出清雄書状来ル 石橋箱館え出立致ス

同日夜 竹橋砲兵乱妨

章三方え廿一日公債証書受取候義書状ヲ以申遣ス

清雄より酒巻え書状参リ候間本日遣ス」

九月十月 (入金高)

九月二日 ★弐円 伊勢ヤヨリ、 明石チ、ミ帷子同紋付越後紋付メ

五.日 ★四円 伊セ屋より、 おたま帷子単物〆五ツ遣し

★一、三円中野ヨリ借用

十一日

★三円

伊セ屋より、

お長帷子一おきん同二ツカリ遣ス、

九月々給

★十五円 池田ヨリ借四月ノ書替、二月迄

渡辺ヨリ借用小袖二新キ入レ直し

メイセン小袖入

★六円 渡辺ヨリ借用

十四日 ★二円 りかより

十八日 三十円 当月々給受取

十七日 ★廿円 羽山ヨリ借用

廿日 ★廿円 高橋世話借用

三十日 ★十五円 イセヤヨリ、 小袖羽織帯反物単物袴メ十二

(出金高)

九月六日 五十銭 渡辺え返ス

壱円五十銭 同断、 七円ノ口残四円

五十銭 りかえ返ス、但残一円半

十八日 三円 十一日中野ヨリ借用返ス

十九日 二円 渡辺え返、残二円

三十日 四円 三月三日入小袖二利入出シ、但渡辺より借衣類十月

日より又入レル

四円 八月三日入給小袖出ス、 利済

十五円 池田より四月書カへ返し又書替

十月六日 四円十七銭五厘 一夢え戻シ、但四月廿円借用是ニ而皆

済、此金渡辺武定え渡ス

十六日 同 五十銭 円三十二銭五リン りかえ返し、 一夢「 但残リ一円、 用立 此一円済

十九日 三円 渡辺え返ス五月七円借用是ニ而済切

三円 りかえ返シ十四日借用皆済

廿日 三十円 六月小杉ヨリ借用返金皆済

円五十銭 一日入メイセン小袖出

六月十二日渡辺ヨリ借用五円ノ内返ス

廿七日

— 254 — (75)

九月四日 甲良匠夜八時病死、 五日為知来ル

七日 おたま番町え帰る

六日 一、整理部松浦久手紙ニ而清雄履暦書差出候様本局より達有

□旨達来ル

清雄履暦書紙幣局え持参、松浦久え相渡ス

十二日 佐田清次昨日参り申聞義ニ付今日得能氏え参る、 面会

致ス、同局出来ノ画四枚到来致ス

十三日 公御所戸田之返事新兵衛え向出ス

十六日 イタリヤえ之書状長田え持参頼置

九月廿 一 日 紙幣局佐田 []ヨリ文通ニ而イタリ国より相廻り

]有之面談致度候間明廿二日午後二時頃製造場

え出頭致し候様達来ル

廿二日 昨日達ニ付出頭、 佐田え面会之所、 清雄油画 一枚水画 枚

為見、油画出来方宜候間、過日談之廉ト違専ら油画修行致

し候様致し度旨局長申候旨申聞ル

廿九日 イタリヤえ書状出し右之事申遣ス、丗日出

「十月六日 紙幣局え小野荒木同道縦覧致ス

十八日 イタリえ書状廿一日出日ニ付、 長田え持参頼置、 酒巻ノ書状モ封込

十九日 一、沼津え五十入書状出ス、同所ヨリ十五日出書状到来

右返事出ス」

(薬診表)

(医名) 日 二日 見廻賀川 四 日 六日 七 日

日 二日 三日 四 日 五日 六日 七日

(ヌリ薬) 一ヒン五日

十一月十二月

四日 ★十円 渡辺ヨリ借用

十一日 ★三円 袷二ツ イセヤ

十八日 三十円 当月々給

廿二日 十五円 近藤ヨリ借用、 同日元四月借入七月書替、

★十五円 池田ヨリ借用、 来四月迄同月書替

十二月一日 五円 伊藤無尽当リ納金受取

★二十円 佐藤より

(出金高

十一月十一日

六円

五月十日入イセヤ、但黒羽二重羽織外三品出

十九日 二円 六月十二日五円渡辺より借内返シ、残り四円済切 五十銭 リカえ返シ、 残リ五十銭

廿三日 ★三円 富士見町え用立

十五円

池田より七月書替ノ返し、直ニ書替来四月迄

廿四日 廿円 高橋え返シ

十二月十六日 五十銭 りかえ返シ、 同年母上様御借用、 是ニ而

円済切

十九日 壱円 渡辺より六 [] 借用之内返ス、

六十二銭五リン 四月三日入羽織出ス

円 十月五日渡辺より借用六円ノ内返ス、残リ五円

十円 奥田え返シ、残リ十円、此十円済

十一月事故雑記

清雄仏国逗留中九月廿一日出セシ状、金松老人持参

十七日 十二月八日 夢ヨリ十五日書状来ル、此方より七日ニ返ス返事ナリ 富士見町より植木鉢物来ル、 盆数別紙ニ記ス

十三日 イタリヤえ之状長田え持参頼

(薬診表)

(医名) 十六日高島 十七日十八日若尾

明治十二年 一月二月

一月十八日 三十円 月給受取

廿四日 **★**二十円 三木氏ヨリ

廿八日 ★二十円 真一郎氏、 内十円ヨリ返シ

★二円 おたま絽羽織其外三品〆

一月六日 ★二円 イセヤ 単羽織帷子反物〆三品

一月十八日 三十円 月給受取

廿四日 八十円 富彦殿より借用、但廿円ニ付廿五銭ノ利限り之約 十二月迄ノ証楽遊証人、十五年二月半金入

★一、十五円 池田より借用、 但書替

十 一 日 ★一、五円 羽織小袖三品、 十二月出ス

(出金高

廿日 一月十六日 三円 渡辺え返シ、借用六円

五十銭

りかえ返シ、残リ二円五十銭

廿九日 二円 十月同家借用、

十円 賀川え利金

廿五日 十五円 同断

奥田え返シ、残リ五円、 此五円済切

二月十六日 五十銭 りかえ返し、残二円

五十銭 渡辺え []、十一月四日十円借用ノ口

> 十八日 二円五十銭 同断、 同断ノ口残リ七円

廿五日 五円 奥田え戻シ、 皆済

同日 二十円 三木え返シ

廿六日 二十円 佐藤より十二月借用返金

(事故雑記)

一月十九日 松岡え参り、 近藤之昨十二月受取金十一年前半年

分六円受取

二月十日 廿七日 宅地番号変換届郵便ニ而渡辺竹原倉地志村分出ス 伊太利え書状十三日出ニ付長田え持参頼

三月四月

入金高

円三十銭 吉岡より到来

円 吉住ヨリ切手

五十銭 富彦より

十八日 三十円 月給

★十円 渡辺ヨリ借用

★二十五円 越前屋ヨリ、 証書トチリメン一着

四月十八日 三十円 月給 三十日 **★**五円 イセヤヨリ、

女小袖一茶呉呂羽織茶シマメイセン

★十五円 池田より借用、 昨年十一月ヨリ当月書替

小袖〆三

(出金高)

三月三日 三円 渡辺え返し、 残リ四円

四日 十円 真一郎え返し、残リ十円

十六日 五十銭 りかえかへし、残リ一円五十銭

四円

渡辺え返シ、但十一月四日借用、皆済

— 252 — (77)

廿三日 三円 四月十六日 五十銭 渡辺より三月借十円ノ内返シ、残リ七円 りかえかへし、 残リ一円

三十日 壱円 志村え十円ノ□金当月ヨリ戻ス、残リ九円 三円 十一月入給二ツ出シ

三月十日 イタリえ書状十二日出日ニ付、 長田え持参頼置

四月十五日 左之品舟田え託シ沼津え送ル

麓のちり 有合ニ付遣ス、尤申越シ

名前ノ名寄一冊

、てにをは細鏡一冊 有合ニ付遣ス

、八印シヤツ

五月六月

入金高

二日 ★五円 伊セヤヨリ、 綿入黒羽織一女小袖壱二重黒シス呉呂

羽織〆四品

★二円五十銭 イセヤヨリ、八丈小袖一小納戸下着一〆二品

十八日 三十円 月給受取

六月四日 一円八十九銭 薬研払代

六日 ★四円 イセヤえ四品預ケ、アイ縞男小袖一更紗下着一八丈 女袷一袷女羽織一、十一月三日出ス 男女給二男茶給羽織一〆三品

遣ス

★二円五十銭 伊セ屋より、

十二日

十八日 三十円 当月月給

★一、七十五銭 張かへ物、 右十八年三ノ四流ス

五月九日 二円 渡辺え返シ、残リ五円

> 十九日 壱円 志村え返金、残リ八円

廿七日 二円 一月入三品いセヤヨリ出シ、おたま羽織ゆかた帰元

六月十九日 一、壱円 渡辺え返シ、残リ四円

壱円 志村え返シ、残リ七円

(事故雑記)

五月十日 塚本利子受取三十一円五十銭山形え廻ス

と十四日 渡辺利子廿壱円受取

一、清雄え之書状長田え持参頼

十七日 、十五日出上州より書状到来

、沼津上州え書状出ス

十五日

廿日 近藤え参る、夕官え参る

廿日 小金井星野え参る

廿五日 、星野老婆今正午病死之旨為知来ル

渡辺此方え同居相談ニ而去ル五日引越

五月廿三日 一、四十円 御叔父様より受取

廿五日 と廿四日 日曜日ニ付為換休 一、三十円為換ル、 十五銭

廿六日十円

廿六日 十円為換、八銭

同日 六月七日 書留ニ而右二通ノ証書沼津え出ス、八銭 一、小金井え為悔備物料持参、本日参り夜ニ入り帰宅

同十日 一、小金井より参る、小袖一単物壱為遺物持参、泊る

十二日 母上様近藤え御泊リニ被為入

「五月廿九日 夢より被頼候寄書 和寄遠鏡八冊七十銭、 鈴野集 删

兼而預りシヤツ一、右封シ飛脚仙七方え持参渡ス」

七月八月

(入金高)

十 一 日 ★一円五十銭 イセヤヨリ、たまひとへ物染返し反物帷子

六(日)★廿円 佐藤ヨリ借用

十八日 三十円 月給受取

★五円 中野ヨリ

三十一日 ★二円 おとしより借用

十五円 池田ヨリ借用、書替新キ

八月七日 ★一、一円 ★一、六円 渡辺より借用、 富樫権七より借用、刀一脇差三本預ケ

十六日戻ス

十六日 一、三十円 月給受取

一、二円 おとしえ戻ス

十二日 ★一、三円 帷子三

(出金高)

七月十一日 四円 寅九月入伊セヤヨリ出ス、帷子単物染物反物メ

三円 同断、 おきんお長帷子〆三ツ当人え返ス

一円 渡辺え返シ、残リ三円

十八日 一、一円 志村え返シ、残リ六円

八月十八日 一円 志村え返し、残リ五円 廿一日 五円 佐藤え返し、残リ十五円皆済

五円 佐藤え返し、残リ十円皆済

十九日 六円 富樫より刀出ス

渡辺え返し、三月十円借用返済し切

七月廿三日 廿五日飛脚出日ニ付、イタリや書状長田え持参頼

八月九日 一、沼津え書状出シ、本多五円ノ受取相廻

十七日 、永田町外務省御用地え吉田要作出居候由ニ付参り面会

致ス

廿八日 (記事なし)

九月十月

(入金高)

九月三日 一、壱円廿五銭 払物代、千字文箱入和蘭陀皿 一枚箱入、

神保町道具や富樫源七え遣ス

六日 三円五十銭 同断、 藤刀箱和ランタ焼皿明キ箱二ツ湯タンポ

大木戸道具屋

十八日 三十円

★元四円 イセヤヨリ、男帷子壱女同三〆四

廿日 一円五十銭 帷子単物

弐円 男帷子三、新キニナル、利済、十月ヨリ改

(欄外)

「十九日 一、十五円 池田ヨリ、書替当月ヨリ来二月迄

一、二円 琴払代

一、二円六十銭 屏風時計刀身一本其外払

一、七円六十銭 眼鏡大荒物重箱二組身二本

十八日 一、三十円 月給

五円 お松より借用、 先月ヨリ

八日 二円 イセヤ、男帷子〆三

(出金高

九月廿一日 十円 佐藤え返金、皆済

壱円 志村え元返シ、残リ四円

廿日 弐円五十銭 イセヤ出ス、男女給二ツ男羽織〆三品

十月

壱円 志村え元返シ、残リ三円

(事故雑記

九月五日 兼而兄上様より土蔵え預リ長持一、本日大谷木え御 売渡ニ付同人引取、

壺弐ツハ中野引取候御約束、

外

預リ品左之通

夜具一蒲団壱本箱壱鉄砲雛形箱入弐ヒン箱入一刀二本

袋入り〆八品

十一日 吉田要作より端書ヲ以、昨日伊国領事中島才吉帰朝之所清

雄無事之旨申越候間、 端書ヲ以返書致ス、中島宿所も吉田

より被申越候

十四日 中島才吉方え参り面会候処、七月廿五日附清雄書状差越ス

十九日 兄上様え中野より壺之代六十銭届ケル

廿七日 沼津和多田より廿三日出書状到来本日返事出ス、 中野

状も封込

十月四日 一、渡辺より便り有之

五日 表下水出来上り

六日 大野江原豆州ノ人来ル

廿七日 箱館渡辺え原紙遣し利子受取委任状取ニ遣し、 別配達

ニ而郵便出ス

十一月十二月

(入金高)

十一月三日 六円五十銭 イセヤヨリ、 古ち、ミ帷子夏羽織二ツ女

同壱木綿ち、ミ単物一八丈女給一上田男

給壱〆六品

十七日 三十円

十二月十七日 三十円 月給

廿六日 **★三十円** 佐藤ヨリ借用、一月ヨリ四月迄月割ニ返金役定

利前金

廿九日 ★拾円 おきんより借

三十一日 ★十円 同断

同 <u>★</u>二円 イセ屋、黒羽織二ツ

★十五円 池田より借入、書替五月迄

廿九日 三円五十銭 イセヤ、ゆたん引トキ物、十八年三ノ四流ス、

二円五十銭黒朱子小巾帯同断

(出金高

十一月三日 四円 小袖其外四品出ス、当六月六日入

廿日 五円 四月三十日入三品イセヤヨリ出ス

十二月

一、拾五円 池田え返シ書替

一、壱円 中野え返し、残り四円後済

(事故雑記)

十一月七日 章三箱館より五日出立本日着舟、 夜十一時頃無滞

十三日 外山二而出産男子出生之旨、隠居夜十一時頃参り申聞

直同道おたま参る

十七日 十二月十日 イタリヤえ十九日出るニ付、書状認長田え持参頼 一、小林徳松えお長縁組整ひ結納、 本日賀川より届

円三十銭来ル

廿 一 日 お長引移リ済

廿四日 渡辺箱館え出立致ス

三十日 渡辺家作西郷篤信え売渡シ、本日金子六十円受取仮証

月二到り取引之積リ

明治十三年 (入金高 月二月

一月十日 ★一、五円 イセヤヨリ、黒紋付小袖一小納戸下着同一

仙台平袴裏トモヒキトキ一〆三品

十七日 一、三十円 月給受取

二月三日 ★一、壱円 イセヤヨリ、茶呉呂羽織壱遣ス

四 日 ★一、五円 中野世話ニ而小林屋ヨリ、十二日ニ皆済

八日

★一、三円

十二日 ★一、三十円 加藤時雍ヨリ三木氏世話、 但月々十円ニ付

伊勢屋ヨリ茶給羽織八丈小袖〆二品遣ス

廿五銭ツ、利五月迄ノ証書中野証人、十三

ノ三済

十七日 一、三十円 月給受取

★一、十五円 池田ヨリ借入、七月迄ノ約

(出金高)

一月十八日

一、七円五十銭

金戻ス、残リニ十二円五十銭

佐藤え返金、去十二月借用三十円内

一、壱円 志村え返シ、先年十円借用、是ニ而皆済

二月十二日 五円 去四日小林屋ヨリ借用、 元利皆済

昨七月中野ヨリ借用内返済、

去暮一円返シ、

残

リ二円モ後済

十二日 一、二円

一、三円 茶給羽織八丈小袖出シ

十八日 一、七円五十銭 佐藤え返シ、三十円ノ口半金済、 残リ半

金モ済切

十五円 池田え返金、

> 月十一日 松岡譲三井物産会社え被雇、 本日箱館え出立ニ付

相越候処、来ル十四日ニ延ヒ

十三日 渡辺家作取引本日済、下書外二仕廻置

二月三日 イタリヤえ初便書状長田え持参頼置

十三日 一、十二月廿四日附清雄書状并写真二 封、 三輪甫 昨日イ

タリヤより着之由ニ而、 長田ヨリ届ケ来ル

十五日 、三輪え参り面会致ス

十七日

イタリえ書状長田え頼出ス

三月四月

(入金高)

三月十七日 一、三十円

廿八日 ★一、十円 中野より、 小林屋元金

一、三十円 月給受取

四月七日

★一、廿五円

おとし世話越前屋より、

利新キニナル

廿日日 十七日

一、佐藤え三十円ノ残可戻所、都合之悪ク来月え延シ申込 承知、七円五十銭え別ニ五十銭利ノ足ニ遣シ八円ノ所

□二円先方ヨリ受取、十円新キニナル

(出金高)

三月廿六日 七円五十銭 佐藤え返金、 残七円五十銭

同日 四月廿一日 一、十円 小林屋え返、 七円五十銭 中野え元利相渡ス 佐藤え返金

事故雑記

三月一日 植木屋来リ植替物致ス

七日 一、同断、継穂も致ス

十七日 同断二人、裏葡萄棚ムベ棚其外

廿一日 同断壱人、鉢前柿ノ継木

十五日 村垣淡叟病死

廿五日 小林仙台鎮台え相越候様被命候由

廿六日 朝小林来ル

四月三日 、小林本日出立、午後横浜え相越し、 仙台野蒜より上陸之積り、 右ニ付品川迄送り、 銀浦丸え乗込、 同所

止車場ヨリ上リ三崎町迄帰り、 夫より帰宅

四 日 三崎町小林宅片付、 お長并道具共引取、 跡家主え引渡ス

十二日 仙台小林ヨリ八日出状来ル、三日風順ニ付五日乗船六

日出航八日仙台え着之旨申越ス、二日ニ出候荷物壱未

着無之由

廿日 清雄之届物可致狩野友信申聞候間、 状入遣ス、 鍋嶋直大君え随行二等書記百竹え頼候由 本日持参頼荒井書

云々

廿九日 お長鴨脚え今日より参る

五月六月

(入金高

三日 ★十五円 池田ヨリ借入書替、来ル十月迄

★三円 伊勢屋より、 黒羽二重羽織一琉球ツムキ小袖一〆二

品

十 一 目 五円 女小袖二ツ同下着一〆三

四円五十銭 羽織其外六品遣ス、今日出シ給一ツ貫

六品入レル

十七日 一、三十円

三円 イセヤヨリ、 アイ縞男小袖八丈女給〆二品

六月十三日 ★一、三円五十銭 イセ屋ヨリ、 フドウ鼠女綿入羽織

メイセン小袖女〆二品遣シ

廿七日

一、一昨日風月堂羊かん五棹学而え頼置、

弥本日出立ニ付

十七日 一、三十円 月給請取

廿五日 ★一、四円廿五銭 イセ屋ヨリ、お長小袖壱浮織御召立縞

同 ★一、壱円七十五銭 同所より、茶袷羽織壱たま袷同壱メニ

廿七日 一、七十五銭 同所ヨリ、 鼠縞ち、み中洋織紋付反物一品

(出金高)

五月十一日 六円五十銭 十一月三日入出 ス、 単物羽織其外七

品出ス、 利払

廿日 四円五十銭 去ル十一日入レ出ス、スキヤ羽織其外六品 出ス

★十円 池田より五月借、

但書替

(事故雑記

五月一日 近藤有孚大坂え本日出帆帰る、 富士山着、 谷同道帰

内田木曽え出立

八日 大久保学而ヲ、スタリえ参り、 -四日出帆イタリヘニー

靖国神社ノ景二重橋ノ景二枚新聞三冊香箱一小土ビン一 スえ立寄ル由ニ付、 届物二封持参頼、 ホツス貝錦画銅判

釘サシクシ其外二三品味付ノリ二管遣ス、お玉文も入レ

十 一 日 一、天野可春来る、伜富太郎来ル十三日出立仏国え参侯旨 二而、届物有之候ハ、差越候様申聞

十二日 大久保出立延ヒ廿八日ニ相成候由承候間、 同人え頼候

会致ス、右頼候品味付海苔二管香箱え品々入、團々二 封大之方取戻、 天野持参相頼ミ、留太郎えも初而面

冊外ニ二冊入頼

同日 廿五日朝 十四日仏舟出航之由ニ付、 学而参り、 弥廿七日出立之由申、 清雄え書状認、 同面会致 長田え持参頼

横浜迄送リ、午後七時乗込ニ相成、大久保父子同道帰

横浜宿弁天通リ二丁目西村新七方

廿九日 小林ヨリ書状ニ而出、前出候荷物未着無之旨申来候ニ 付、三十日万代橋内佐々木利助え参リ申談候処、 早々

取調候旨申聞ル、 仙台野蒜潜ヶ浦阿部駒太郎方え送リ

候旨ニ付、其段三十一日小林え返書出ス

七月八月

(入金高)

七月九日 十円 外山ヨリ借用

十二日 一、二円五十銭 イセヤヨリ、 上布女帷子男単物帯メ三品

同日 ★一、四円五十銭 同、男給羽織布子給メ三

十七日 一、三十円 月給

三十日 ★一、三円五十銭 イセヤヨリ、おとしより八丈小袖借用

★一、十五円 池田ヨリ借入書替、十二月迄

廿五日 ★一、四円 イセヤヨリ、 女小袖二

八月二日 ★一、四円五十銭 イセヤヨリ、おとし糸織小袖借用

十日 ★一、三円 中野ヨリ借用

一、三円 道具長持払代

廿三日

廿八日 一、二円廿五銭 良造月俸受取、 七月十五日ヨリ八月世

日迄

三十日 四円 六月分小林ヨリ来ル

(出金高)

七月十一日 四円 卯九月廿日入イセヤ帷子四 一ツ出

廿六日 壱円廿五銭 イセヤ卯九月入帷子一ゆかた一出シ

八月廿二日 一、二円 中野え返シ、昨七月五円借用此度済切

> 七月 (記事なし)

八月八日 一、藤野氏来リ、吉岡ト杉本縁談之義申聞

十日 一、同氏より手紙到来

十 日 、吉岡え参り、夫より杉本え参る

十二日 藤野え返書出ス

、去月六日江原より書状ニ而馬具之事依頼、 右返書本日

九月十月

(入金高

五 日 一、三円七十五銭 御前物無銘拵付刀銅トツコ壱添払代、

大

木戸道具屋え遣ス

八日 一、五十銭 近藤より中人礼

、一円廿銭 酒四升代、吉岡ヨリ到来

廿五日 ★一、廿五円 越前屋ヨリ証書トチリメン、四月入今月迄

ノ利三円遣シ新キニナル

十月一日 ★一、三円 伊せ屋ヨリ、紋付鼠帷子一ち、ミ羽織張之

儘一反たまスキヤ帷子一同黒紗羽織一〆四

品

三円五十銭 同断 フトウ□リ袷羽織一玉紬見ジ

ン小袖一茶メイセン同一〆三品

★一、三円廿五銭 同断

五日 イセ屋ヨリ、 長ノ帷子二ゆかた一メ三ツ

十日 兼元小サ刀具足櫃其外払代

十八日 一、三十円 月給受取

三十一日 ★一、六十円入 渡辺百円証書借用荒井え遣シ借用、但利二十円

ニ付廿五銭ノ割月々入レ六ヶ月書替積リ、 証書

四月書替_

(出金高

九月廿五日 ★一、廿五円 越前屋返シ、利三円入

壱円 八月中野ヨリ借三円ノ内返済、残リ二円

日 一円七十五銭 イセヤ、袷羽おり一たま同 一出シ

四円五十銭 同 羽織袷其外三品出シ

壱円 八月中野ヨリ借用三円ノ内返シ、残リー

円

廿七日 、三円五十銭 イセヤ、当月入羽織小袖三品出ス

三十一日 廿五円 越前屋より証書反物出シ

(事故雑記)

九月八日 種物代江原ノ立替小川町え上ケ、十六銭五リン内飛

脚四銭五リン

武札幌より昨日帰り候由ニ而来ル

廿二日 昨日認賀川籍之義ニ付朴叟え書状出ス

廿四日 沼津一夢え書状出ス、洋服勘定申遣ス

十月十一日 一、長屋用ニ而静岡秋田え書状出ス

廿一日 右返事出来ル、賀川送籍証来ル

廿七日 右返事川口秋田え出ス

右之段前橋え書状出ス

廿八日

前橋より昨日出書状来ル

十六日 昨日和多田え向江原馬具并和多田え戻ス洋服等入仙七

え渡シ、其段同人え本日書状出ス

十一月十二月

(入金高)

十一月一日 五円也 イセ屋ヨリ、茶給羽織男給女給単物二

ツ〆五品

九日 **★**一、三十円 荒井ヨリ、 利子廿円ニ付廿五銭ツ、毎月入、

来四月迄ノ証書入、受人倉地

一、三十円 月給

十八日 ★一、十円 池田ヨリ新キ借用、 内五円返済

十二月十七日 一、三十円 月給

★一、十五円 池田ヨリ書替、来五月迄

廿日 一、四円 小林ヨリ七月分差越、此月限リ

廿二日 一、二円五十銭 本払代

廿三日

★一、四十円

越前屋新蔵、

拵付国光脇差添状付五百円交

債証書一通

廿九日 三円五十銭 油タン二更紗一 一切引トキ物壱

一円五十銭 黒朱子帯イセヤえ遣シ

(出金高)

十一月十八日 一、五円 池田え返金

廿二日 一、一円 八月中中野より三円借用返シ、

十二月七日 一、五円 池田え返金、残リ五円、一月済

廿五日 一、十円 加藤え返金、二月十三日三十円借用内金

廿九日 一、三円 五月七日入綿入羽織小袖出ス

一、五円 四円 七月廿五日入玉小袖上下ニツ出ス 同十一日入玉小袖一長小袖下着共出ス

一、三円五十銭 同三十日入八丈小袖としえ返ス

事故雑記

廿三日

一、廿五円

四月入越前屋より証書出ス

十一月一日 沼津より昨日出ノ書状来、 先々月廿四日先月十六日出

候返書来ル、 十日出十一日到来、 十三日返書出ス

二日 前橋より書状来ル

、言葉ノちりひぢ十冊仙七方え持参、沼津え出ス

十七日 一夢より書状来ル

彫刻部より郵便ニ而、 出頭候様申来候二付、 清雄より油画相廻り候間為受取 直ニ出頭、 栗山考三ヨリ受取

受取書ヲ出シ、 帰り局長殿え礼ニ参り、

帰宅

、十四日出之書状塚本より来ル

明治十四年 (入金高) 月二月

一月六日 ★二十円 越前屋ヨリ、 十二月四十日借入ノたし〆六十

鬥 四十円利済、当月ヨリ、 新キ

十七日 三十円

★六十円 越前屋ヨリ、 証書五百円国光脇差遣シ新キ

二月九日 三円 松岡ヨリ

十四日 ★一、六円 長小袖上下ちりめん紋付、 右二品イセヤえ

十七日 一、三十円 月給受取

(出金高)

一 月 一、 五円 池田え返ス、昨年五月十五円借、 皆済

(事故雑記)

一月十九日 沼津え書状出

二月五日 近藤之年始兼妻離別相談二参候

五.日 梅田え参り、 離縁之事申入置

帰り二田中平七方え参り、 右之趣申聞置

一夢より三日出之書状到来

右返書出ス

七日 イタリイえ之書状大久保氏え頼、 外務省え出ス

九日 田中参る、梅田同人方え参り、 小林え離縁之事申入置候

> 間 同家より直二此方え返答有之旨申聞

二月十二日 小林直来ル、昨日端書差越ス

十一日 夜和多田類焼、 加藤同断

十二日 和多田加藤え参る

十九日 近藤え行 後

十五日 小林え行 前

十六日 柳原横町より出火

廿一日夜

一、裏箪笥町より出火

三月四月

(入金高

三月六日 壱円 おきんより借用

七日 十日 **★**一、二円五十銭 ★一、廿円 長田ヨリ借、六月迄、証人大久保、八月十円返 伊せヤヨリ、琉球紬小袖壱遣シ

★一、三円

イセヤヨリ、

八丈小袖茶呉呂羽織二品遣シ

八日 ★三円 中野より

廿三日 ★一、弐円 黒沙後御紋袖金巾給羽織帷子単物五枚〆七品

右おとしヨリ借イセヤえ遣ス

廿三日

二円五十銭

イセ、

浅黄幕一張、

十八年三ノ四流ス

同

★一、五円

「十七日 三十円

三月廿八日 一、三円 布衣払」

四月三日 ★一、五円 イセ屋ヨリ、 黒羽二重綿入羽織お長小袖二

ツ下着一〆四

十日 四円 イセ屋ヨリ、 お玉小袖 一遣ス

十七日 、三十円

一円 イセ屋ヨリ、 黒八羽織表

(出金高)

三月十日 一、廿円 加藤え返金、 昨年二月十三日三十円借 用内

十二月十円返シ、此度皆済

十八日 ★一、一円 一、三円 中野え返ス、昨八月借 おきんえ用立

★一、五十銭 同

(来客他)

三月五日 小林直来ル

十二日 田中平七来ル

十五日

重右衛門来

十六日 おまき腹帯其外持参

田中え右并書付持参頼

十九 日 田中梅田ヲ誘引小林え参り、 和ノ扱申入候処、 聞入無之由

帰り二参り申聞ル、廉書は同人手ニ有之、直ヨリ受取書来

廿一日 池田え書状差出ス

廿五日 近藤え参ル

廿七日 直近藤より此方え参ル、 置手紙致ス

廿八日 直え昨日之返事出ス、其段近藤えも申遣ス

事故雑記

三月六日 上原帰水病死致ス

十七日 前橋え書状出ス

廿一日 同断

加藤孫三郎え返書出ス

廿五日 前橋より書状到来

> 四月三日 一、沼津前橋え書状出ス

三十日

和多田より之三円え書状添本日素宮方え持参、当人え

五日 田中同道小林え参ル

六日 駒場え参る

八日 おけい十右衛門来リ同道、巴町勧解え出

九日 同断、 帰りヨリ直方え参り、 おけいヨリ国太郎え印形渡ス

十一日 昨日依田国太同道駒場え参り候由、 今日巴町え三人出済口

十二日 朝紺屋町高橋一勝方え参ル

○おけい重右衛門来ル

出ス、夫ヨリ大谷木え参ル

十三日 依田え参ル

十四日 目黒え参ル△

四月一日 _, 直夕刻近藤え参り、 帰り掛ケ立寄

三日 おけい重右衛門参り、 昨日直参り国太郎同道参り候由云々

同日 一、夕直より書状差越ス

三日 一、返書遣ス」

△十五日 兄上様方大谷木一方え参ル

十七日 国太郎十五日駒場え可参処今以不参旨申来ル、返書出ス

十八日 国太郎帰宅之旨申来ル

十九日 近藤え行、国太郎今日深川え越ス由

廿三日 重右衛門深川え参り、同日跡ヨリ直国太郎駒場え参リ泊り候由

廿五日 おけい重右衛門参る、十九日国太郎小桧山え参リ泊リ候由

廿六日 おけい昨日管え参リ泊リ、今朝立寄帰宅」

(付箋)

「廿七日 夕国太郎直駒場より帰り二参る、金子遣ヒ払不足旨申聞ル

廿八日 早朝駒場え参り、勘定調之事申渡シ ○同日おまき来リ泊ル」

四月

(医名) 十日十二日 石井見廻 十五日 廿四 日

一日二包 十日 十二日 りカ二日 廿六日 廿九日二日

(散薬) 廿八日二包

(水薬) 二日ツ、 廿四日 十日 十二日 十四四 日 十六日 りカニ 日 分

廿六日 廿八日 二日分 廿九日二日分

一貝 十日

五月六月

(入金高)

三日 ★一、三円 イセヤヨリ、長羽二重小袖

イセヤヨリ、 糸織小袖一下着二〆三おきんより

借用

十七日 一、三十円 月給

★一、十五円 池田ヨリ新キ書替ニテ

★一、三十円 昨十一月荒井ヨリ借用書替

二日 一、三円五十銭 六月十三日 一、十五円 男女帷子、 近藤おけい殿ヨリ、 内々頼借仮証書入

イセヤ

★一、四円 袷羽織同男物

★一、八円 おきんヨリ借用

八日 ★一、四円 メイセン小袖更紗下着〆二

五月三日 ★一、三円 おきんえ用立

★一、三円 おきんえ用立

> 一、十五円 池田え十二月借返シ書替

、十円 昨十二月池田より書替又候本月書替

六月十八日 ★一、三円 おきんえ用立、 廿四日返ル

六月末 一、八円 おきんより借用返ス

(来客他)

二日三日 重右衛門来ル

四 日 国太郎来、不在不会

五. 日 駒場え書状出ス

六日 おけい参る、泊る

四 日 十日 重右衛門ヨリ午前後 小桧山え参ル、面会

書状二通同日夕十一日朝ニ届

十二日 依田ヨリ国太郎方え参ル

十三日 駒場え一封ヲ出ス

十九日 十四日 同人来ル、大竹え預ケ地券借用証トモ大竹ニ而被盗候旨申 重右衛門来リ、田畑上リ書付持参

聞ル

廿三日 国太郎参候様ハカキ出ス

廿四日 おけい来ル、昨日国太郎駒場参り候由

三十一日 松岡より六円来ル、近藤え八月五日渡ス

事故雑記

五月一日 兄上様一番丁五番 邸内え引越シ、 右ニ付小川 一町ノ方

え参ル、当二日ニー番丁え参ル

<u>二</u> 日 章三方え書状出ス

六日 一、荒井百円ノ利子札切取持参

十三日 、越前屋五百円ノ利札切取持参

十一目 明日洋便有之由ニ付、書状認メ大久保氏え頼

長田え植木ヒバノ類二本ロウバイーマイカイカーサル

ヒヤ預ケ

(薬診表

(医名) 二日見廻 五 日 十二十八 廿六

(丸薬) 一日二日分 三日同 おきん廿七日

(散薬) おきん五日 一伏

七日 一日二日分 九日 三日同 + 十三 五 日 十 五 七日 十七 二日おきん二日分 十九 九日 十 一 五.日

十三十五 十七 十九

薬 廿二日 廿三日 廿五日 廿一日 廿三日 廿五日

七月八月

(入金高 二日 五円 男女帷子二小タチ同一、倉地ヨリ借イセヤえ遺

九日 ★一、五円 イセヤヨリ、メイセン男給ツムギ羽織綿入女羽

織〆四品

十四日 **★一、二円五十銭 イセヤヨリ、おとしヨリ借白羽二重男**

一、三十円 月給

廿四日 ★一、八十円 渡辺ヨリ借用、残リ廿円受取、 右ハ証書荒

井え預ケ右金用立被呉候

★一、五円 越前屋え国光脇差預ケ

廿八日 一、百六十円 渡辺ヨリ借用

廿円 荒井ヨリ借用

「七月廿七日 ★一、二円 イセヤヨリ張替物布子単物二品遣シ

一、四円 同断、帷子単物〆二

> 同 **★**一、一円廿五銭 同断、 縮面母上様羽織

八月十三日 一、二円八十銭 道具払代大谷え

十七日 一、三十円 月給

廿四日 ★一、壱円廿銭 母上様より

一、一円五十銭 りかヨリ

★一、三円 中野ヨリ

廿八日 一、三円 としより

、弐拾円 外山より、 内十円済

(出金高)

七月十九日

一、二円

去ル二日おとし借用帷子三出シ、

同人え返

廿五日 六十円 越前屋え五百円証書国光脇差出 ス

廿八日 一、八十円 荒井え戻シ利済、 但証書取戻シ渡辺え渡ス

六十円 昨年十月渡辺公債証書ヲ入荒井□借用、右金

同家え戻シ[

〕ハ渡辺え戻ス

八月廿五日 一、十円 長田え返金、但十円残リ、十五年二月済切

(事故雑記)

七月一日 直来ル

五.日 国太郎来ル

七日 小林ヨリ書状来ル

九日 目黒え右手紙持参致ス

十日 今日小林え可参申遣候 処、 □倉え参候旨ニ而留守ト

申

(次行一日から十九日は七月か)

日 浄土寺本堂出来ニ付被招参ル

三日 正受院来リ、 寄進之事申聞

正受院え二円寄進之旨申遣ス、富彦氏 一円

十七日 素六ヨリ十三日出書状返書出

十九日 一夢え水シヤボン一筒賃先払ニ而麹町相模屋え出ス、同人

七月十九日 一、近藤両人池田深沢盟済社入被頼持参、 右証券廿一

日おまき殿被参相渡ス

右入社深沢マツ分も十九日ニ渡ス

世二日 |、賀川ヨリ六月十日神戸ヨリ六月廿九日長崎より出候書 状ノ返事今日長崎え出ス

廿日 渡辺三人出京、今日午前出立横浜え行、 出舟延ヒ□野屋

ニ泊ル、自分同所ヨリ帰ル

一日 一、渡辺荷物十三個港町開拓使海漕社え出シ、 送状渡シ

受取書ヲ取、 右帰りヨリ十二時之気車ニ而横浜渡辺

方え参ル、今日モ出船延ヒ泊ル

八月一日 雨天 一、今日モ延ヒ横浜ニ泊リ

<u>二</u> 日

雨天 一、同断

三日 一、今午前乗込ニナリ、 十時過宿ヲ出、 兵庫丸え乗込、午後三時頃出

一、自分舟迄送リ、居所定リ、夫より陸え戻リ、 昼飯終へ、三時三十

分之気車ニ而戻リ帰宅致ス

一、前橋長屋ト高橋え出立之事書状出ス

五.日 塚本銀行え行

四 日 大久保学而墺国ヨリ今日帰宅致ス

九日 一、誘中野梧一二被連箱館え今日出立之由、 依而渡辺え届物都合五封

昨日迄二追々二頼[]

渡辺ヨリ電信ニ而今八日着ト申来ル

渡辺え着ノ悦書状ヲ出ス、五日ニモ出ス

十日 渡辺着之事、 高橋長屋えハカキヲ以申遣シ」

(薬診表欄への書き込み)

五日 おけい来り、松岡より差越候六円相渡ス、其段国太郎えも十日ニ申遣

九月十月

(入金高

八日 同★一、二円同、 ★一、四円 イセヤヨリ、御召ちりめん袷一おとしより借入 お玉こんカスリ帷子壱

十七日 廿二日 ★一、二円七十五銭 一、三十円 月給 イセヤヨリ、男給羽織一女同綿入羽

織メ三

廿八日

廿七日

一、一円廿五銭

イセヤヨリ、男帷子二ツ

一、七円五十銭 具足櫃共払

★一、十五円 池田より五月書替之口又書替

十月一日 一、二円五十銭 イセヤヨリ、母上様ヨリ借用帷子二紺

カスリ湯浴一〆三

五日 ★一、七円五十銭 イセヤヨリ、母上様袷一 単物一羽織 鼠

木綿単物一〆五

一、三円七十五銭 夜具綿重吉え払

十月十四日 一、一円九十銭 重吉ヨリ、茶椀十本其外払

、六十五銭 新聞紙払

十八日

三十一日 一、九円 桐大重 [] 重吉え払

(出金高)

九月廿二日 五円 廿四日母上様拝借一円五十銭ノ内 イセヤえ、七月九日入給其外四品出シ八月 十一月十二月

三十銭 返上

五十銭 沼津え

、二十銭 寺え香奠

二十銭 十一月一日返上

二十五銭 八月廿四日中野ヨリ三円借ノ内返ス、

十月廿四日

但和多田え当月ヨリ月々廿五銭ツ、中

野より送ル、右え差向ケ遣ス

七十五銭 十一月十二月沼津え送り、区入費静岡

え、残リ二円

十五円 池田より五月書替又候書替

(事故雑記)

十月二日

泊ス

専三郎病気ニ付、

銚子より茶山浅草より良吉参り一

遠藤え朝参ル、窪田え大久保え参ル

五日 遠藤え行、清光え参ル

茶山昨夜参り、今朝出立帰る

良山夕刻参り、当分居候積り

七日 遠藤来ル

宮寺村本橋ヨリ過日申遣候専三郎衣類差越ス、受取之ハ

カキ差立ル、 本橋番地二十二番地

十一日 専三郎見廻り巡査来ル

十二日 、遠藤え参り、専三郎全治之届書認貰、 直ニ署并区役所

え出ス

十日 和多田え向、 重四郎 二度ノ返事出ス

十三日 巡査来、 窒扶斯病ノ札ハカシ来ル

入金高

日 一、三円 イセヤヨリ、

★一、三円 イセヤヨリ、 上田男給八丈女同〆二

スキヤ羽織男女単物〆三

同日 ★一、三円 イセヤヨリ、 男袷一女帷子二メ三

八日 ★一、五十銭 中野ヨリ

九日 ★一、五円 奥田ヨリ

★一、一円 中野ヨリ

十日

十七日 、三十円 月給

廿五日 一、三十円 荒井ヨリ借用

十二月

三十円 荒井ヨリ借用、 昨十一月五月書替此度書替

三日 一円 イセヤヨリ、 鼠帷子地遣シ

一、 一 円 久留ヨリ到来

五日 五円 塚本ヨリ借

九日 ★一、四十円 荒井ヨリ借用

★酒巻公債証書六十円借用抵当ニ入、午二月十二戻ス

★一、二十円 小野ヨリ借用

廿四日 **★**一、十円 塚本ヨリ借用

廿五日 ★一、四十円 トル四ツ遣シ、荒井[

廿八日 四十円 書物□代、 但五円大谷木え礼金

廿九日 一、四十三円五十銭 光忠刀払、外三円大竹え礼、 三円

五十銭本阿弥トキ代、

メニ百廿五円五十銭

「十二月十日 ★五円五十 イセヤ男小袖

(出金高)

十一月一日 四円 六月八日入メイセン小袖更紗下着出ス

兄上売主ニ而代請取、兄上二十円、大谷木十五円遣ス」

十一日 一、三円 近藤忠恕え用立同四日 一、四円 六月四日入羽織袷二ツメ三出ス

十二月

一、五円(イセヤえ元金入出ス、小袖下着共平袴引トキ、辰一一、二円五十銭(亥ノ十一八日入亀縮表地鼠縮出ス

月ブ

一、五円(イセヤえ元金入三品出ス、女羽織小袖長胴着一、三円(イセヤえ元金入、長小袖一巳五月八日入ヲ出ス

十二九日 一、二十円 小野ヨリ借用、清雄ヨリ返済(マトシ)

一、十円 八月外山ヨリ二十円借内、清雄ヨリ返ス、日 二十円 小野三り借用 清雄ヨリ返済

三十日 一、五円五十銭 十日入イセヤ男小袖三、清雄より出

(事故雑記)

十一月三日 一、安藤病死

十日 一、星野又右衛門病死、十一日書状出ス

十四日 一、りか国え九日来ル返事ヲ出シ、来春帰国之事申遣ス

廿日 一、沼津え書状出ス

十八日 一、久留氏着

廿一日 一、塚本氏着、久留氏荷物持越シ土蔵え入

八日 一、印刷局ヨリ着ノ報知アリ

十二月一日 久留氏幸町え引移ル

十二月

一、静岡原籍協議費十二月五日迄ニ可相廻

中野 川村 川村 大久保 大久保 倉地 此分一封ニ而

鷹匠町戸長役場え向出ス、右戸長水落町東西草深町戸長宛

ニ而出ス、右等閑居翌三月廿二日出ス

(薬診表への書き込み)

「廿八日 一、福惠秘笈大小本箱二個入七十六冊、右代七拾円大学校え御買上、

明治十五年 一月二月

(入金高)

、拾円 一月中度々ニ清雄ヨリ受取

一、三円 衣類代トシテ受取

拾五円

塚本逗留費トシテ受取、一

月廿六日

十七日 ★五円 イセヤ 袷羽織小袖二

二月三日 一、弐拾五円 当月暮方入費トシテ清雄ヨリ受取、母上

二月廿八日 一、廿五円 清雄より受取、三月分前同断

様兄上様え上ケル分、

沼津行ハ此外

(出金高)

二月十二日 一、十円 長田ヨリ廿円昨年三月借内十円八月返シ、

残今般清雄ヨリ受取返ス

同日 一、五円 奥田ヨリ昨十一月九日借、今日清雄ヨリ戻ス

受取

同日

一、四円

昨四月玉小袖遣シイセヤヨリ本日出ス、清雄ヨリ

廿日 一、四十円 荒井ヨリ借用証書抵当出ス、清雄ヨリ受取

日返ス、前同断

真一郎より十二年一月借、

半亥三月返シ残リ本

廿三日

一、十円

三月一日 一、十五円 池田より昨十月書替ノ元利、本日清雄ヨリ

皆済

三月四月

(日記記事なし)

(入金高

廿日 一、三十円 清雄ヨリ受取、二月当月ニ而不足相立別ニ渡し

五日 一、廿円 塚本地所御買上代ノ内借用	十九日 一、銃四郎え状、和多田え出ス
三日 一、廿円 口々済方ニ清雄より受取、但内金也	三月十八日 一、国太郎え文通出ス
(入金高)	(事故雑記)
五月六月	元四十五円七十五銭、利十三円七十二銭、元利〆五十九円四十七銭
	イセヤノ分〆
四月三十日 一、川目高橋沼津行、何レモ渡ス	一、三十円 十一年五月七日外山ヨリ借之分返ス
三十日 一、同人本日中帰り致ス	五円 袷羽織小袖二、一月十七日入、廿銭利
出立	一円 昨十二月三日帷子地鼠紋付、六銭右利
十五日 一、清雄熱海え局長ニ被連、昨日被申付本日七時気車ニ而	出ス
・・・・・・(仕切り線)・・・・・・	二円七十五銭 同、三十三銭利、巳九月廿二日入羽織三
ス	綿入羽織拝借返上
三十日 一、五円利九十銭入 国光脇差昨七月越前やえ遣し置ヲ出	一円廿五銭 同、廿銭利、巳七月廿七日入母上鼠縮メン
リ十四年十二月迄ノ分、二月清雄ヨリ送ル	借、巳七月十四日入ヲ出シ返ス
一、六十七円五十銭(倉地元金七十五円ノ利滞十年七月ヨ	二円五十銭(イセヤ元、四拾銭利、白羽二重袷倉地より)
一、四拾円(富彦え八十円ノ半金返し届)	一円十銭右利、二月迄
三十日 一、四拾円 高橋え持参、渡辺ヨリ返金ト申渡ス	五円 同家、巳四月三日入羽織小袖下着女布子四品出ス、
渡ス	金巾羽織二ツ出シ、倉地え返ス
一、清雄借家七百五十円ニ而買入之約定致シ、五十円手附	二円 同家、四十八銭利、巳五月廿三日入沙後御紋付袷
ル	九十五銭右利同
十四日 一、清雄病気引之処、平素篤志勉励ニ付日給被下候示令下	一円廿五銭 同家、卯一月十一日入博多絵織一反、
書ニ而受取遣ス	袴出ス〆十二品、拾円右ノ利子、二月迄
十一日 一、同人ヨリ昨日出ニ而松岡え之証書調印差越ス、直ニ端	三月三日 拾五円 イセヤえ、寅十月三十日入小袖羽織帯反物単物
十日 一、同人え端書出ス	(出金高)
四月四日 一、国太郎郵便一封差出ス、二銭	四月一日 一、三十円 当月ヨリ此高受取
三十日 一、清雄本日五十銭日給増被下賜	呉ル分

廿三日

氏え上ケ

一、一円五十銭和多田え時計代差立、但五円ハ先達而宮重

十 十 九 八 日 日

一、十円

同断

一、三十円 同断

沼津行

廿四日 ` 五十円 同断 同断 内四十円ハ成瀬借用之分

廿 一 日 十円 同断 暮し方ニ

十円 七十八三ツ 同断 引越入用之口え

三十円 同断 右二十五日二十七日

六月

、三十円 おとしヨリ昨日受取

十七日 五円 同断

五円 同断 右近藤忠恕え用立、 請取書取置

廿三日 五円 おとしより受取

廿九日 十五円 おとしより受取

五月三日 元二円、 利四十銭 巳七月廿七日入玉袷単物単羽織

元四円、 利六十四銭 同九月八日入としヨリ借御召

給当人え戻ス

元七円五十銭、 利一円五銭 同十月五日母上様ヨリ

拝借給単物羽織メ五品

一、三円、 利三十六銭 同十一月四日上田八丈袷メニ

一、三円、 利三十六銭 同玉袷帷子三

メ元拾九円五十銭 利二円九十一銭 合金廿二円四十一 銭

六月三日

元金三円、 利壱円廿銭 辰十月八日夏羽織帷子お長

帷子張替物一反〆四

元四円、利八十八銭 巳七月廿七日帷子単物〆四品

元一円廿五銭、利廿二銭五リ 同九月廿七日男帷子

元二円五十銭、 利四十銭 同十月五日帷子単物メ三

> 元三円、 利四十二銭 同十一月一日夏羽織単物メ三

〆元金十三円七十五銭 利金三円十二銭五リン

合金十六円八十七銭五リン、 内十一円十二銭五厘持参、 不足ハ右之

内左之品遣ス、此金ハ塚本借用之内

「六月三日 ★一、元金三円 夏羽織帷子張替物メ四品遣し

★一、元金二円七十五銭 女帷子メニツ遣し

合五円七十五銭 此金ヲ以上ノ本文ニ足ル」

事故雑記

五月四日 清雄三十日中帰り、 本日又候出立致ス

六日 四日出書状舟田より昨日到来本日返書出ス、 おけいより

モ同断ニ付返書出

十五日 十三日出舟田書状到来

十六日 、舟田え書状出ス、江原同断 銭

日 同断 江原え同断

廿二日 同断 同断 切符四十廻シ

廿五日 同断 同断 五十円切符入 昨夜成瀬入来

廿六日 清雄本日熱海え出立致ス

廿九日 倉地宅借用引越ス

三十一日 舟田より書状并建部受取書為見ニ差越ス、 廿 八日出

六月一日 一、野中のふ 」え出立

箱館熱海え書状出ス

七月八月 (入金高

四 日 五円

九日 請取

出シ、 卯十月入、縞紋付帷子明石同明石横縞帷子メ三、 此金清雄より受取出ス

右

請取

十四日

十円

廿日 十円 荒井より金トル二ツ遣シ

十八日 ★拾五円 イセヤヨリ、八丈給小倉袴仙台袴裏共引トキ越

後反物横縞帷子洗張反物八丈小袖メンメイセン

綿入羽織シス呉呂羽織たま茶チリ綿入羽織〆九

此金ヲ以、 下ノ十五円ヲ払

十四日 **★**一、一円 먭 イセヤヨリ、サイミ一反永持ノヲイ、 右今日

出しカヤ反物貫残り遣ス、十八年三ノ四日流

三十一日 三十三円 受取

八月十四日 一、五円 おまつより預リ清雄方え渡ス

廿九日 一、十円 受取

世 一 日 、二十円

(出金高)

七月十四日出入 一、元二円廿五銭 一、利二 円 一銭五厘 寅十月

三十日入、かやサイミ二反長持ノヲイメ四品

同十八日出ス 一、元三円 十二年八月十二日入、帷子三 一、利

元二円

一、利

十四年九ノ八、たま紺帷子

一、三円 当六月三日入 一、 利 同日入

たま羽織帰元羽織帷子三

、二円七十五銭 一、利

とし長帷子

兀 \Box 元拾円[利四円十七銭 メ十五円二

銭

八月三日 一、元二円 利一 円三十六銭

事故雑記

七月二日 清雄熱海より帰ル

五日 箱館え返事出ス

六日 高橋え一円利分ヲトリノ残リ遣ス、五十銭ハ前ニ遣し置

八月十一日 一、昨日賀川より西海日報到来ニ付礼ノ端書今日出ス

九月十一日 一、箱館長崎え書状出ス

、清之助方方尋

九日

一、吉田箱館え出立品川迄送り

十日 江原帰沼出立、新橋迄送ル

十五六日頃 一、同家え書状出ス

廿二日 沼津え和多田書状出ス

世三日 大坂近藤え端書小河原村え封状出ス

廿五日 能勢え書状出ス

廿三日 沼津え端書出ス

廿八日 廿三日出和多田 円入書状届

三十日 右返事出シ、江原ヨリ本日書状来リ右返事モ和多田之

状え入廻ス

九月十月

(入金高)

九月十二日 一、十円 受取

十六日 五円 受取

廿四日 三円 受取

廿七日 一、三円 イセヤヨリ受取、 但明石帷子二スキヤ女同〆三

-八三ノ四流ス

三十日 一、三十円 受取

十月六日 一、七円 受取

十五日 ★一、二円五十銭 いせ屋、男女単物二、十六年五

三十一日出ス

十六日 ★一、三円 前同断 同 夏羽織二たま八丈給夏羽織〆四

同日 一、二円 受取

十四日 一、四十銭 受取

廿三日 一、一円廿歳十六日 一二円

廿四日 一、一円廿銭 りかより廿三日 一、一円廿銭 長より

廿六日★一、五十銭 おとしより受取

★一、五十銭 受取

三十日 一、三十円 受取

(出金高)

(なし)

(事故雑記)

十月廿九日 一、沼津ヨリリートル廿五日出ニ而差越ス

十一月二日 一、右返書出ス、右代九十銭ハ中野え廻シ呉候様申来

Jί

十一月十二月

十一月七日 一、二十円 佐藤より借用、塚本用ニ向ケ

十五日 一、二十円 近藤より此方え預リ、内六円箱館え送ル

七品

七円 イセヤヨリ、

母上様羽織二ゆかた三帷子一袷〆

物之内左之四品出シ元利済、残り五品左之通新キニ入十二月四日 当七月夏服十五円丈ケヲ出スタメ冬物九品遣し、右冬

レ

★一、七円 袴ノ引とき越後一反子ス呉呂合羽織〆五品

遣ス 十八三ノ四流ス

★一、一円七十五銭 古帷子二ツたま単羽織入レ、此二

口ノ金前書四品ヲ出スタメニ直イ

せ屋え入レル

十二十一、五月 明斤 廿日 一、五円 来月之内清雄より受取

廿七日 一、五円 同断

一、五円 同断 塚本氏利分之口

出金高) 一一、十円 来月之内請取

十二月四日

一、七円五十銭 イセヤえ入金、上ノ衣類四品出ス為、

内壱円廿五銭ハ七月ヨリ十二月迄ノ

利、此金清雄より受取

事故雑記)

十一月十五日 高橋より利金出来兼候旨申越ス、翌日少しモ出来不

申哉ト申遣し候処、少も出来不申旨十七日ニ申越ス

廿三日 田辺伊兵衛より催促之状差越ス

廿五日 一、高橋同道田辺え参り、利分廿一円持参、利札請取帰ル

廿六日 日曜

廿七日 一、東京府え出、利子請取持帰り

廿九日 一、箱館え公債証書之事ニ付書状差出ス

十二月六日 一、野中氏来□塚本買物代之内十円持参

八日 一、本日ミつ事はる引取

十二日 一、渡辺公債証、高橋証人ニ而五百円ヲ三百五十円ニ而預

道伊兵衛方え参り、おけい殿より請取候、右金円相渡ケ有之ヲ、今度おけい殿預り之事ニ熟談、本日高橋同

し証取請取帰り之上おけい殿え相渡候也 オインジョン まいい属して言耳値 オイ

一、高橋え、おけい殿より二十円本日貸付ニ相成、利廿円

十八日 一、百円 おけいより借用、清雄え渡スニ付廿五銭之割

一、おけい左門町ニ而家作買入約定金昨日五円相渡サレ、

今朝帰宅

十七日 一、長崎え書状出ス

十二月廿一日 一、静岡原籍協議費本年より三十銭増額ニ而十日迄

二差出候様去月廿八日出郵便ニ而戸長役場より

日郵便ニ而差立ル、戸長ヨリハ中野清雄渡辺富達シ越候旨中野ヨリ順達ニ付、左之九名連署本

彦四名ニ而来ル

中野 川村 渡辺 川村 大久保 倉地 大

保 荒井 勝田

九名合金二円七十銭、書状上封は誘清雄両名ニ

而出ス

荒井勝田原籍ハ安西壱丁目南裏丁、郵便代八銭

廿三日 竹原復次札幌より帰り候由ニ而、箱館え寄渡辺十六日認候一、此方当番地え転居届清雄改印届右封込相廻ス

書状并写真届持参被致

廿六日 箱館え右返事兼公債之事ニ付章三え書状出ス

廿七日 午後四時五十分賀川ヨリ電報来ル

三十一日 三十円近藤ヨリ借用、清雄え渡ス

欄外 十一月か)

「廿九日 一、近藤鯉喜麿千円公債証書当籤番号届出候様達有之、本日おけい

同道出届書、番号聞合本人印形致し差出ス、右公債証書おけ

預ケ帰ル

十二月十一日 一、おけい東京府呼出シ状持参、中野頼おけい同道出頭、当

籤千円ト廿五円相渡り持帰り此方え預ケ、同十二日十三

日おけい殿止産